

会報

第31号

国立大学協会

昭和41年3月

会 報

(第 31 号)

目 次

所 感	南 原 繁	(1)
国立大学協会15周年記念式々辞	会長 大河内 一 男	(5)
祝 辞	日本学術会議会長 朝 永 振一郎	(6)
祝 辞	公立大学協会々長 萩 野 鉦太郎	(6)
祝 辞	日本私立大学連盟会長 永 沢 邦 男	(7)
創立15周年記念式・会館竣工式概況		(8)
千葉大学留学生部の現状と問題点	田 中 大 二	(9)
東京外国語大学留学生課程について	桜 井 勝 三	(15)

A 事業報告

1. 常置委員会審議担当事項	(20)	(11) 第2常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 26)	(36)
2. 諸会議議事要録	(20)	(12) 第3常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 24)	(36)
(1) 常務理事会議事要録 (昭和40. 10. 25)	(20)	(13) 第3常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 26)	(37)
(2) 理事会 (昭和40. 11. 24)	(22)	(14) 第4常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 24)	(37)
(3) 緊急協議総会 (昭和40. 11. 27)	(23)	(15) 第3及び第4常置委員会合同会議議事要録 (昭和40. 11. 24)	(38)
(4) 第35回総会議事要録 (第1日)	(23)	(16) 第5常置委員会議事要録 (昭和40. 10. 20)	(39)
(5) 第35回総会議事要録 (第2日)	(27)	(17) 第5常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 24)	(40)
(6) 第3回事務連絡会議議事要録	(30)	(18) 第5常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 26)	(41)
(7) 第1常置委員会議事要録 (昭和40. 10. 25)	(34)	(19) 第6常置委員会議事要録 (昭和40. 10. 25)	(41)
(8) 第1常置委員会懇談会要録 (昭和40. 11. 24)	(34)	(20) 第6常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 24)	(35)
(9) 第1常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 26)	(35)		
(10) 第2常置委員会議事要録 (昭和40. 11. 24)	(35)		

11. 26).....	(42)
(21) 第7常置委員会議事要録(昭和40. 11. 24).....	(43)
(22) 科学技術行政及び第1常置委員会合同会議議事要録(昭和40. 10. 25).....	(44)
(23) 科学技術行政及び第1常置委員会合同会議議事要録(昭和40. 11. 9).....	(45)
(24) 科学技術基本法案(未定稿)に関する懇談会要録(昭和40. 11. 26).....	(47)
(25) 科学技術行政特別委員会議事要録(昭和40. 11. 27).....	(48)
(26) 大学設置基準特別委員会議事要録(昭和40. 11. 9).....	(50)
(27) 大学設置基準特別委員会議事要録(昭和40. 11. 24).....	(51)
(28) 新設大学拡充特別委員会議事要録(昭和40. 10. 25).....	(52)
(29) 新設大学拡充特別委員会議事要録(昭和40. 11. 24).....	(52)
(30) 第13回大学運営協議会議事要録(昭和40. 11. 8).....	(53)
(31) 第14回大学運営協議会議事要録(昭和40. 11. 27).....	(55)
3. 諸会合(昭和40年10月~11月).....	(57)

B 意見書・要望書

1. 第35回総会で決議した要望書.....	(58)
------------------------	------

大学間の協力並びに国際交流の強化についての要望書.....	(58)
2. その他の意見書・要望書.....	(60)
科学技術基本法案(未定稿)に対する意見書.....	(60)
欠員不補充の対象よりの除外についての要望書.....	(60)
科学技術基本法案要綱に対する意見書.....	(62)

C 資料

1. 昭和40年度大学卒業予定者就職状況調査(第2回)集計結果の概要.....	(63)
2. 新規大学卒業者の就職促進について.....	(64)
3. 国立九大学法・経・商・経営学部長会議申し合わせ(昭和41年1月28日).....	(65)
4. 就職に関する調査票集計表(昭和40年度).....	(66)
5. 求人側に対するアンケート集計表(昭和40年度).....	(67)

D その他

1. 学長の異動について.....	(70)
2. 教育会館内分室の廃止について.....	(70)
3. 寄贈図書.....	(70)

所 感

南 原 繁

本稿は、昭和40年11月27日国立大学協会創立15周年記念式におけるお話しを速記したものでありますが、お許しを得て掲載いたしました。（国立大学協会事務局）

本日の創立15周年記念に当り、創立当時に関係した1人として所感を述べよとのことである。

新制大学制度は、施行されてから既に17年にもなるので、これに対し、反省もあろうし、また批判もあるだろうが、これは当然しかるべきことであって、いろいろの問題について絶えず検討され、制度或は運用の方面において改善を期することが必要であろう。ただそういう際に、そもそも終戦に至るまでの旧い制度が何故に改革される必要があったのかの根拠と、またそれに換えて、新制度のねらった目的がどこにあったかを明らかにすることが最も大切だと思う。それは、次第に時が経つに従って忘れられたり、或は誤解されたり、また或は初めからそのことが広く世間に知られてなかったりすることもあるだろう。

戦後の教育の大改革は、当時内閣の下にあった教育刷新委員会——のちの教育刷新審議会——と政府とが協力し、もちろん当時は進駐の時代であったから司令部との交渉もあったが、それらの関連においてこの大改革が行われたものである。然し、現在国立大学に直接関係しておられる方には、当時の刷新審議会の委員はおそらく一人もおられぬことと思うので、その意味で私がこの機会に皆さんの前で証言をしておくことも、あるいは適当なことであろうかとも思う。しかし、このことについては、最近、私はある雑誌（『エコノミスト』昭和40年11月9・16日号）に発表したから、本日は述べない。ただ、当時改革の真の動機や目的がどこにあったかについて、皆さんがじゅうぶんに思いを回らされた上で再検討することをお願いしたい。

さて、私が東大を去ってから既に13年になるが、現在大学の外にある者として、また長い間大学に直接厄介になった者として、私は特に、戦前戦後を通じての日本の大学について、根本問題に関するひとつの感想を申し上げたい。

慶応義塾大学が創立百年祭を迎えたのは数年前のことであったと思う。この東大は大学南校の初めにまで遡らなくとも、創立以来やがて90年に近いと思う。以来、日本の大学は、国公私立を通じて終戦に至るまで年々大学の数は非常に増加した。且つ、他の東洋諸国に比し逸早く西欧の先進国の学問制度をとり入れ、内容外観ともに世界に比肩すべきものが出来た。これは大きな驚異と思う。

日本は、明治維新になり、何を措いても近代国家としての日本帝国をつくり出すために、国防の充実と産業の発展と相俟って、否そのためにも、学問科学の振興が図られたのであった。ところが、大平洋戦争において敗戦の結果、それ程拡張発達した日本の産業構造と日本の軍部組織が、一旦根本から崩壊してしまった。然し、その中に残ったのは矢張り学問と大学であったと思う。しかも単に残ったというだけでなく、戦前までの国家のための学問、国家のための大学という考えからすっかり清算されて、新しい憲法では「学問の自由」（アカデミック・フリーダム）が掲げられた。同時に学制制度の根本的改革の結果、日本で

大学の名をもつ学校は、国公私立を含め、短大をも加えて、約6百余あるという。それだけでなく、戦前にも見られなかったほどの国際的な文化交流の新しい動向と時代の進歩と相俟って、学界に新しい気運が盛り上り、今日のような大学ならびに学問の隆昌を見たのであって、まずは同慶に堪えないところである。

然し、少し立ち入ってこれを見ると、戦後新たに出来た大学はもちろん、古い歴史をもつ大学でも、これを欧米のそれと対応する大学と比べると、何と申しても、日本近代化のためにつくられたという感をまぬがれない。これは換言すれば、日本の大学はまだ歴史が若く、底が浅いことが痛感されるということである。もちろん、明治、大正、昭和を通じてそれはそれとして大きな功績はあったと思う。然し、あるべき大学として、すなわち、およそ大学がもつべき施設なり、学問の研究手法なり、内容なりにおいて、そこにまだまだ大きな問題があることを感ぜざるを得ない。

本来、学問というものは、ギリシャ語のスコラ或はスコレが意味するように、ひまをもった仕事、余裕をもった仕事であるべきものだ。世界的に有名な英国の物理学者のブラケットの言葉に「学問は結局学者の好奇心を満足させるためにあるものだ」というが、それは少しく奇矯な言のようであるけれども、そこには真理があると思う。科学の創意とか発見というものは、当面不必要と思われることが、いろいろな試行錯誤の段階を通して始めて真の創意発見がなされるものである。いわゆる真理のための真理の研究ということは、抽象的で何も目的がないかの如くひびくが、そのような研究の結果が結局国家社会に役立ち、人類に貢献することになるのだと思う。然し、そのために必要なことは、研究者・教育者等われわれ学徒にとって第一には閑暇がほしい、時間が要る、更に生活の余裕が欲しい、待遇をよくして貰いたい。即ち時間と生活の余裕をもって初めて可能であるということと、同時に研究費において何よりも余裕をもつ必要がある。若しそうでなくて最少限度の研究費しかない場合は、自然科学ならば必要以上に民間の委託をうけて仕事をせねばならず、また人文社会科学の方であれば、大学の外の仕事が多くならざるを得ない。

戦後、日本の大学教育で、殊に米国との比較において問題になった点は、大学と社会との関係、学問と実際との関係であった。米国の学者の日本の大学についての印象は、日本の大学は社会から孤立しているということ、学問と実際とが遊離している、もっと社会との結合をはからねばならぬということであった。その意味で戦後自然科学の方面で、実際社会との結合をはかって研究の委託を受けるようになったことは必要なことであった。また人文社会科学の方面でいえば、現実の政治社会の問題について委員となって協力する、時に必要な発言をするのも必要なことであり、これは一般の啓蒙でもあり、またある場合は学者の義務であると思える。然し、そのために教授や学者が本来の研究をおろそかにしたり、或は学生の指導が閑却されるとなると、これは本末顛倒であるといわねばならぬ。その意味で私は、大学には一面アカデミーとしての象牙の塔的要素があって然るべきものと信じている。結局、学問する者或は科学する者は、頼るところは結局自分自身である。たとえ共同研究の場合であっても、それは先ず自分自身とのたたかいであると思う。これはすべての学問に通ずる大切な点だと信ずる。その場合、学業に従事し大学に職を奉ずる者は、一面、国家社会に対し余裕を要求し、然るべき待遇と充分の研究費を要求するが、他面、同時に翻って自分自身に対し自己の研究に対し自ら余裕を作ることが必要だと思ふ。

近代科学は次第に専門化して来ており、それによって文明の発達したことは申すまでもないが、その半面に私ども近代に生きている学者について何か根本において欠けたものがないか、何かそこに問題がない

かを考えさせられる。知識の根本は結局、自然と人間であると思う。そこから自然科学と人文科学は発達したのである。それ故に、ギリシャ以来近世の初めにおいても、哲学は自然学哲から初まっている。その意味で自然と人間とを分離しない状態においてつかむことが大切と思う。知識の源はそこから出るのではないか。それ故に如何なる専門的な仕事においても、時に遡って、自然と人文との未分または統一の世界にわれわれの憩の場所を見出す必要がある。そこに学問的思惟の余裕も生じ、学問の真の喜びも湧き、そこから思索なり発明なり新しい理論のきっかけも見出されるのだと思う。

戦後の大学制度の改革に当たって、従来の専門的学科のほかに、新しく教養をとり入れたことは大いに意味のあることである。それはひとり学生に対するだけでなく、教師自身にとっても大切な問題であると考える。私自身省みて、教養の狭いこと、殊に自然科学に対する知識が甚だ乏しいことを感じている。それはおそらく自然科学者についても類似のことがあるのではないだろうか。このことは必ずしも今の大学で行なっている教養課程を勉強すればよいというわけではない。要するに個々の専門的知識のほかに更に高い次元にたつて自然と人間、人生と世界についての智慧を獲得することが必要であり、それが教養の本旨であると思う。それは多くの人生経験と長い研究の結果によって得られる智慧である。この観点からいって、現に大学が課している教養科目は、若い先生が学者の出発点に当って講義するよりも、寧ろ学問の高処に到達した定年に近い教授がこれを担当してこそ初めて意義があるのではないか。そして学生は学生時代から教養に心がける——それは学校で終わるのでなく、人生を通じての教養である——そして自分自身を築きあげることに努力するとともに、何よりも大学における学問と科学の研究に没頭することが大切である。とくに日本の学生に対して、このことを強調することが必要であろう。

大学は、この意味での教養と学問の場所であり、そうした大学の存立の前提条件としてはどうしても自由が必要である。何故ならば、人間の内面的な精神活動が学問であり、科学であるのだから、自由の保障なくして学問・科学の発達は無可能である。この国立大学協会が15年前に創立されたのは、その3年前に出発した全国大学教授連合とともに、当時は進駐軍の占領下にあったのだが、そのようなあらゆる外的勢力に対し、日本の大学の自由を守りたいというのが、大きな目的のひとつであったと思う。このような学問に従事している学者・研究者の団体である大学の本質は、官庁やこれと類似した組織とはちがって、上下の関係や監督・被監督の関係ではなく、学者相互のひとつの共同体である。

19世紀の独逸といえ、君主統一国家の理想であり、その君主統一国家と官僚統制の行き届いた国において、大学は学者の共同体として考えられ、所謂「学問の自由」の伝統は生れたのである。ご承知のように現在の英国においても、国家・政府は大学に対し、出来るだけの援助をするが、それに対して何の注文もしない。これは国家と政府の大学に対する在るべき相であると思う。戦時中のことを想起されたい。如何なる学問が日本国家にとって果して役に立ったであろうか。政府と軍部の意を承けてそれに迎合した学問が真に役に立ったか、それとも世の非難や迫害の中に、絶えず学者としての節操を維持して真理を追求して止まなかった学問が役に立ったか。それは戦時中痛いほど経験したことである。

けれども半面、もとより大学および大学人には、学園にふさわしい自らの秩序を維持し、そして与えられた学問の研究と教授を全うする大きな責任と義務のあることはもちろんである。それ故に、例えば、大学が国家の中の国家であるかの如く治外法権的な特権を主張したり、或はそれ自らが政治活動をしたりす

ることは、あり得べからざることである。ただし大学を構成している者として、学生も含め、ひとりの市民としました国民として、自分の好む政党に属し、好む政見に従って行動することは自由である。けれども、それ自身学問の研究と教育の場である学園の中に、政治闘争をもちこむことは許されない。

然し、そのことは如何なる意味においても学問と政治は無関係であるというのであるかといえ、それはちがう。日常の具体的な政治政策は別として、政治の理想とする平和の理念は、哲学者カントを俟つまでもなく、人間社会の理想であるし歴史の帰趨である。殊に第二次大戦後、世界の戦争に関する観念が一変したのであって、この所謂原子力時代においては、自然科学者はもちろん人文社会科学にたずさわる者も、平和を守ることはこれは学者の大きい使命であると思う。もともと戦争か平和かの問題は、単なる政治経済の問題とは思わない、根本においては学問的真理と道義の問題である。殊に敗戦後の日本において、再びゆらぐことのない祖国日本を建設するために、新しい憲法に掲げたように、平和の理想は結局学問教育の理想でもあると思う。この関係において、小学校を初めとする日本のすべての教育機関、殊に大学の責任は大きいと思う。敢えて申すならば、これからの日本と日本民族の将来は、学問と大学が将来如何にあるかによって決定されるとさえ思うのである。

今日の国立大学協会創立15周年に際し、いささか所感を述べて祝辞とする。

国立大学協会15周年記念式辞

本日ここに、国立大学協会の創立と発展とに直接間接ご関係下さった各位のご臨席を得て、本協会の15周年記念の式典を挙げて、その発展を祝うことを得ましたことは、誠に同慶に堪えません。

顧みますに、あの戦後の混乱と窮乏のさなかであって、しかも占領政策によるめまぐるしい教育制度の変革のもとに、あらゆる困難を克服して、研究と教育の再建をはかることに日夜精進を続けてまいりましたことは、皆様のご承知のことです。

昭和24年5月、大学の集中を排し、地方ごとに研究と教育の中心として大学を設置して文化の向上を期した新教育の構想が、1府1県大学の実現となり、一挙に70の国立新制大学の誕生を見たのでありますが、この新しい構想の成否は、一に大学の設備と人の充実整備に帰するものでありますが、このためには、各大学相互間の協力を一層強化しなければならないとの趣旨のもとに、国立大学の学長が相諮り、昭和25年7月13日に国立大学協会の誕生を見たのであります。

爾来、今日に至るまで15年、その間当協会は大学の整備充実をめぐる諸問題を探りあげ、その方策の具体的推進を図ってきたのでありますが、まず、発足と同時に四つの特別委員会を置いて、新制大学の根本性格を形づくる、いわゆる一般教育を中心とする課程編成に関する事項をはじめ、白線浪人対策、卒業期繰りあげ、学生の厚生補導、大学間の相互援助および新制大学設置条件の充足等に関する諸問題の調査研究に着手し、昭和27年には右の四つの特別委員会を七つの常置委員会に改編し、大学の組織・制度に関する問題、学科課程・入学試験、学生の厚生補導、大学間の協力、大学財政および教員養成に関する諸問題と取り組み、以来今日まで、この組織を継続して参りましたが、更に学生急増対策、科学技術行政、新設大学拡充、大学設置基準等に関する特別委員会を設けて、鋭意検討を続け、その成果は各大学自らの指針としてこれを活用し、更に関係当局に要望し、または意見書を提出してその実現を図り、或いは組織整備特別委員会を設けて協会自身の、いわゆる「体質改善」を図るなど、協会が採りあげた問題は、まことに枚挙にいとまない程であります。なお、昭和37年政府において大学管理法制定の意向のあることが明らかになるや、本協会は、大学の管理運営に関する「中間報告」を発表して、大学の管理運営の改善は、大学自らの責任の自覚と、これに基づく自主的措置によってはかるべきであって、法制化のみによって達せられるべきものではないという大学自治の本旨を明らかにし、更に、本協会に大学運営協議会を設け、国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力しつつ大学の当面する困難な問題を自主的に解決することが、その社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に生かすゆえんであることを示し、大学管理法案の国会提案を阻止したことであります。

以上、本協会が歩んで来たあとを回顧しますと、まことに感慨深いものがあり、この困難な時期を通してわが国の学術水準の向上と人材の養成延いては地方文化の向上に対しては、関係当局並びに個々の大学自身の努力に負うところが大きいことはいまでもありませんが、この間にあって、国立大学相互の連絡協力の自主的機関としての国立大学協会が果たした役割もまた高く評価されなければなりません。

今日、大学が、その研究と教育の機能を通して、学術の進歩発達と人材の養成および地方文化の向上に貢献すべき責任は、ますます重きを加えて参りました。本協会においても各大学相互間の一層緊密な協力を図り、いよいよ本協会の目的を自覚し、社会の信頼と期待にこたえねばならないと考えております。

ここに、創立15周年記念式を挙行するにあたり、本協会の業績を回想し、本協会をして今日あらしめた歴代関係者のたゆみなきご努力と、関係当局および関係諸団体のご協力に対し、深く敬意と謝意を表して式辞といたします。

昭和40年11月27日

国立大学協会会長 大河内 一 男

祝 辞

本日、国立大学協会創立15周年記念式典が挙行されるにあたり、ひとことお祝いのご挨拶を申し述べる機会を与えられましたことは、私の最も光栄とするところであります。

国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を計ることによりその振興に寄与することを目的として、昭和25年7月に創立されました。以来、大学管理制度、科学技術行政制度をはじめ国立大学の教育ならびに研究のための施設設備の拡充整備、大学教官の待遇改善その他重要な諸問題について研究討議を重ねられ、その結果が着々実現に移されつつあることは慶賀の至りであります。しかし、大学における教育と研究とは、なお極めて多くの重大な課題をもっています。第2次大戦以後における急速な科学技術の進展は、一方において、わが国の大学にも近代的施設の整備、大規模な共同研究体制の確立等について思い切った改革を迫っております。他方、このような科学技術の革新の時代においては、豊かな人間性と文化的教養とを身につけた指導的人物を育成することが、同じく大学に課せられた重要な使命となります。

このような重大な時にあたり、国立大学協会が創立15周年を迎えられましたことは、誠に意義深いものがあり、今後とも、国立大学の発展と充実、ひいてはわが国民の繁栄と福祉のためにご活躍されることを、心から念願して私の祝辞といたします。

昭和40年11月27日

日本学術会議会長 朝 永 振 一 郎

祝 辞

本日はおめでとうございます。この意義ある式典において一言およろこびの挨拶を申し上げる機会を与えられましたことは、身にあまる光栄に存じます。

昭和25年7月13日国立大学協会が創立されてから今日まで、すでに、はたされました役割はあまりにも偉大で、今日のこの式典はひとり国立大学協会の会員皆様のおよろこびにとどまるものでなく、私ど

も公立大学協会関係者は申すまでもございませんが、わが国大学教育にたずさわるもののひとしくよろこびとするところと思います。

かえりみますに、御協会が創立されました昭和25年ごろは、国のいろいろな面に乱れがございました。教育面においても、また同様でございました。ところがひとたび御協会がまとまりますと、たちどころにその目的と事業を遂行するためのすばらしい企画ができあがりそれが実施されて居ります。

この力が、今日のわが国の学問水準の高揚に役立った重大な要素の一つであることは論ずるまでもないことと思います。本協会の機構のなかで、創立と同時に企画されました4つの常置委員会は、やがてそれが7つの委員会に拡大され、日本の大学がはたさなければならぬ重要課題をかかげて、これが達成のために全会員が常時一致協力努力しておられます姿には、私ども公立大学協会員一同は心からの敬意をささげるものであります。

ところで、今日のわが国の大学の姿をみますに、大学の目的と使命などの本質は国立・私立・公立の大学それぞれ少しも変るところはないと考えますが、しかし運営法には著明な差がございます。そのことがまたそれぞれの大学の目的・使命の遂行に大きな影響を与えているのが現状と存じます。私ども公立大学協会員一同は、かかる意味における諸問題の解決に努力をつづけて居りますが、さらに一層の成果をおさめますには、全国の大学とくに国立大学協会の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。こうして、わが国の教育研究水準のますます高揚されますよう祈るものであります。

今日の、この輝かしい式典に参列いたしまして、皆様のこれまでのご努力の成果をおよこび申し上げますとともに、さらに今後の一層の御発展をお祈り申し上げます、お祝の言葉といたします。

昭和40年11月27日

公立大学協会長 萩 野 御 太 郎

祝 辞

ここに国立大学協会創立15周年記念祝賀式典が挙行されるにあたり、日本私立大学連盟を代表いたしまして一言お祝の言葉を申し上げます。

かえりみますると、戦後ものみな破壊の中に、いち早く大学教育の再建に乗り出され、昭和25年当時の東京大学学長南原繁氏を初代の会長に、御発足以来現在の東京大学学長大河内一男現会長にいたるまでの15年間において、貴大学協会のわが国大学教育の向上と発展に貢献せられて参りましたことは、極めて大なるものがあります。私ども私学人にとりまして国立大学が今日のように立派に拡充整備せられて参りましたことは、わが国大学教育の一端を担当するものとして嬉しく心から御祝辞を申し述べるとともに、会員各位の今日までの御努力に対しまして深甚なる敬意を表する次第でございます。

承われば、このたび貴大学協会の組織整備を行って改正新会則を4月から実施せられ、新たに立派な会館を建てられまして、貴大学協会の基盤をいよいよ強固にせられましたことは、まことにめでたうございます。

思うに、国立私立を問わず、わが国大学の拡充と整備、教職員の待遇改善、学生厚生補導に関する問題あるいはまた科学技術教育の振興、人文・社会科学の振興等、今後益々改善し充実して行かねばならぬ共通の問題が多々ございます。どうか、私ども私立大学連盟をはじめ私学各団体とも、今後さらに貴大学協会と力を併せて、わが国の発展と文化の興隆に寄与いたしたいと願うものであります。

貴大学協会が、本日の記念式典を一段階として、今後益々発展されることを確信し、国立大学協会の前途を祝福するとともに、会員各位の御健勝をお祈りしお祝いのことばといたします。

昭和40年11月27日

日本私立大学連盟会長 永 沢 邦 男

創立15周年記念式概況

昭和25年7月13日に協会が創設されて以来満15周年を迎えたのを記念し、東京大学大講堂において、会館竣工式に引き続き、文部省を初め関係の各諸官庁・諸団体の方々並びに国立大学の学長・事務局長・委員等多数の方々の参列の下に式典が挙行された。

式は、司会者の開会の辞にはじまり、会長の式辞（別掲）に次いで、日本学術会議会長（吉田副会長代読）、公立大学代表、私立大学代表（以上別掲）、前国立大学協会会長茅誠司氏の祝辞があって後、祝電の披露があり、次に国立大学協会初代会長南原 繁氏の「所感」と題しての講演（別掲）があって式を閉じた。

引き続き、東京大学構内懐徳館の庭において祝賀会を催し、参会者一同晩秋の好日和の下で乾杯をあげ、歓談裡に散会した。

協会々館竣工式概況

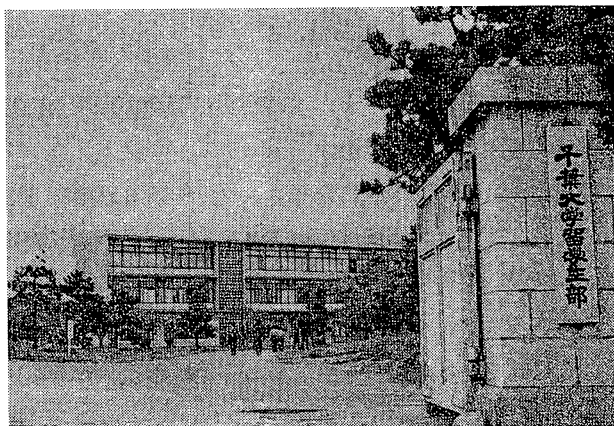
国立大学協会が、発足以来満15周年を迎えたのを記念し、創立15周年記念式を挙行するに当たり、これを機会に、鴻池組によって建設中の会館工事が完了したので、昭和40年11月27日をトし、東京大学大講堂において、各国立大学長、事務局長および協会関係者並びに会館建設についてご協力下さった方々をご案内して、会館竣工式が挙行された。

式は、午前9時30分開式の辞にはじまり、山崎東京大学施設部長の工事経過報告、次いで大河内会長の挨拶があり、続いて工事を担当し進捗に努力された株式会社鴻池組東京支店長に対し感謝状を贈呈し、式を閉じた。

千葉大学留学生部の現状と問題点

田 中 大 二

1. 始 め に
2. 沿 革
3. 概 況
4. 問 題 点
 - A 受 入 れ 態 勢
 - B 日 本 語 教 育
 - C 1 年 次 教 育
 - D 理 科 教 育
 - E 進 学
 - F 私 費 留 学 生
 - G 留 学 生 部 寮
 - H 選 考
 - I 教 官 の 負 担
5. 結 び に



千葉大学留学生部門（西千葉）

1. 始 め に

千葉大学留学生部の現況を述べて、問題点を明らかにして欲しいとの御注文であるが、これに私共の若干の経験と方針とを交えて、御報告申し上げたいと思う。

2. 沿 革

文部省奨学金留学生を国費留学生と呼ぶが、大別して、ポストグラデュエイトコースを修める留学期間2年の研究留学生と、アンダーグラデュエイトコースを修める留学期間5年の学部留学生とに分れる。その数は毎年双方合わせて200名としている。

当留学生部の沿革を申し上げますと、後者の国費学部留学生を受入れて、前半3カ年の教育を一貫して行う目的で、昭和35年4月に千葉大学文理学部内に留学生課程が置かれたのである。これは理科志望の留学生を対象とするものであって定員は60名、同時に東京外国語大学に置かれた定員30名の文科志望の留学生を対象とする留学生課程と相対応するものである。

これ等が置かれた当時の事情は、それまでは一般留学生に対し1年の日本語教育を行って、各大学に進学せしめていたのであるが、短期間に大学教育に耐えられる日本語の習得の困難性が明らかになり、日本語習得を主とする1年次と、更に日本語教育を受けながら、一般大学の前半2年に対応する2年次、およ

び3年次とをこの課程で行い、留学期間の後半の2年間は、国内の各大学に進学せしめて、それぞれの専門教育を履習させることを目的としたものである。

昭和37年4月18日、外国人留学生の一般教育の特例が出され、次いで昭和39年4月1日、文部省令11号によって文理学部より独立し、外国人留学生のための所謂一般教養部として、留学生部と改称、独立部局となったわけである。

3. 概 況

次に概況を申し上げますと、教官定員は35名で、現員教授14名、助教授9名、講師8名、助手4名であつて、他に事務職員20名を擁する。

教育施設は西千葉地区に鉄筋コンクリート3階建延803坪1棟、寮は稲毛地区に同じく鉄筋コンクリート3階建2棟、延1,548坪個室139を有し、目下女子寮延185坪個室30室を建設中で、本年3月に完工する。

教育施設は教官の充実と共に狭隘を感じ、他学部の研究室を止むを得ず借りているものも多く、また寮をも管理しているために事務職員の不足は蔽うべくもないのが偽らざる現状である。

4. 問 題 点

A 受 入 れ 態 勢

最初に最も不幸であつたことは、受入れ態勢が整わないうちに留学生を迎え入れたことである。当初は駒場にある日本国際教育協会の留学生会館に宿泊せしめて、片道2時間以上もかかる通学を原則とし、校舎も稲毛の旧文理学部の旧兵舎であつて、留学生に幻滅を感じしめたことは否めない。云うまでもなく年次計画もあり、次々に設備を整えたのであるが、食事問題を中心として、不満はしばしば爆発し、ストライキ其他種々のトラブルを起したが、当時は教官としても或程度、留学生の言分に対してもっともであると感じざるを得ない事情であつた。時間的な関係によって、騒がないと設備ができず、騒ぐとできるという印象を彼等に与えたことは、かえすがえすも残念であつた。

しかし、女子寮が完成すれば、一応の設備は整うのであるから、当部に対する不満の大半は解消すると思う。

さらに、月額3万円を軸とする奨学金の額のことであるが、東南アジア各地においては、一般に特権階級の者でなくては教育を受けられない現状から見て、富裕な家庭の子弟が多いのは事実であるが、こと教育に関しては、お乳母日傘で甘やかすわけには参らず、さりとて貧しい日本人学生を見習って、冬でも隙間風の入る下宿で我慢しろという訳にも行かない。

要するに、欧米先進諸国の留学生受入れ制度との比較になるが、私共の調べた範囲においては、制度そのものは貧弱であると認めざるを得ないが、待遇については、現在の日本の方が若干優遇されていると思う。欧米に於いては、自国の学生に対する以上に留学生を遇するところは殆んどないが、未だに貧しい日本の学生の現状から見て、そのような方針は現実に即さないと思う。

B 日本語教育

当部の教育において、教官8名を宛て、最も重点を置いているのは、云うまでもなく日本語教育である。戦後留学生を受け入れ初めた時期に、根本的問題として、先ず日本語を彼等に習得せしめるかどうかの問題が論議されたと聞く。東南アジアの各国では、上級に進む程、英語による教育が増す。それ故、日本に於ても大学では英語で教育を受けると思っていたという留学生が初めの頃は多かった。そして、当初は、自分は日本語を習いに来たのではないと主張し、日本語の授業などには出ないと云って、手こずらせた学生も多かったが、現在では日本語によらなければ日本では教育を受けることができないことを納得して、このことで問題は起らなくなった。

これには、日本語を習得しても、自国に帰ってからあまり使われないこと、かてて加えて日本語習得の甚だしい困難性にある。しかし彼等が日本に来て勉学する以上、日本語をマスターして帰国すべきであると私共は考えている。また日本語に習熟した者のみが、将来各国と日本との関係に於いて、活躍し得る者であると確信する。

当部としては、開設当初よりランゲージラボラトリー2教室、ブース52台を設備して能率を上げている。日本語教育については、種々の方法を用いて実験を重ねて来たが、英語を媒体として日本語を教えるよりも、直接日本語によって教えるシステムの方が能率的であることがわかった。

入学当初は、国際学友会発行の「日本語の話し方」のローマ字のテキストを用い、2カ月位で同内容の日本語テキストに移行する。日本語テキストは目下文部省を中心として系統的なものを作成中で、その完成が待たれている。日本語教育に於いて特に留意していることは、あくまで正統的な日本語を教えることを主眼とし、いわゆる外人的な話し方を排撃している。1年次の9月より漢字を導入し、1年次中に教育漢字881字を習得させることに目標を置いている。漢字については、既に漢字を知っている中国系の学生と、その他の学生との間に、非常にハンディキャップがあるように思われるが、実際には読み方も用い方も中国とはかなり異なるので、そう大した差はないことがわかった。

要するに、私共の経験によれば、当人に能力と意欲とがあれば、2年間で相当の日本語を習得し得て、日本の大学教育に耐えられると思われる水準に達することが可能であり、2年間の教育によっても成果の上らない学生は、その後何年かかっても大体見込みがないことを判定し得ると思われる。

国際キリスト教大学に於かれては、日本語教育は1年間に当用漢字1,850字を習得させることを目標として居られて、成果を取めて居られるが、これは日本語のみを教えるコースであり、次項で述べる通り、同時に理科学目の補習をしなければならない当部とは事情が異っている。

当部の日本語教室は漸次経験を積み、能率も上るようになり、日本語コースの半年とか、一年とかの学生を対象とするコンクールに何時でも応ずる用意があると云っている。このような自信を持って来たことは嬉しいことである。

C 1年次教育

1年次教育については、当初、別科としてやはり日本語履習のみを考えたのであるが、間もなく、ベトナムの如く、フランスと同じ学制を布き、バカロレアを通ったもののみが来日するような2、3の例外を

除いては、各国の教育レベルがまちまちであり、それぞれの国でハイスクールを出たといっても、特に理科の科目では、日本の高等学校に及ばないものが多いことに気付いて、数学と理科との補強を必要とすることを感じた。

これはまた、いくら日本語といっても、朝から晩まで教えられては飽きも来ようし、数学等は遠ざかれば退歩するものである理由から、1年次においても数学、物理、化学、生物の理科基本科目を、日本の大学入学のレベルまで引き上げるために履習せしめることにした。何時から開始するかという時期の問題であるが、日本語教室としては英語で授業されることを歓迎しないという意見である。従って実際には記号でわかる数学は前期より始めているが、他の科目は後期から始めている。

この1年次の授業に対しては、予備教育的な性格上単位が与えられていない。しかし、少なくとも若干の日本語については単位を与えられるとよいと思う。それは2年次において、日本語の時間が単位取得の関係上現在週8時間あるために、理科系の時間が圧迫され、なかなか日本の大学の一般教養のレベルまで引き上げるのに難しいことになるからである。また、昭和42年を目指す大学基準の改正の傾向として、当部に関しては、理科方面が益々充実せざるを得ない事情が予想され、頭の痛い問題である。

D 理 科 教 育

前述の如く、1年次より数学、理科の補強を単位外に始めているのであるが、2年次よりは一般教育の数学、物理、化学、生物のほか地学と図学とを開始している。

テキストは、当部で作成したもののほか、日本語や、英語で書かれたものを、各科で独自に使用している。日本語に習熟させる必要性はもつともなことなのであるが、困難性は日本語のテキストを用いるとその理解にあまりにも時間がかかりすぎることにある。また英語のテキストによると内容の理解には早いのであるが、他大学に進学した際に日本語の知識が不十分なために困るのではないかという不安がある。

しかし、何れにしても、一般的な基礎学力の不足などによって、日本人学生に教える場合よりも同一内容で倍の時間がかかることを感じている。現在、理科の一般教養に於いては年間週4時間をあてているのである。

現在でも他大学に進学させる必要上、予備校的な一面を有し、ただ単位を与えさえすればよいというわけにはゆかず、内容的にも各大学の要望に答えることに腐心しているが、更に基準が改正されたときに、如何にそれに対応するかは難しい問題で、ぼつぼつ検討を始めている。

E 進 学

現在当部として、最も困惑を感じているのは進学の問題であって、特にその時期である。当初はこちらで3年間、すなわち、一般大学の2年間に相当する科目を履習させて、各大学に進学せしめる建前であった。

これにも多くの問題がある。理科系全般にわたる学生を抱える当部として、各分野の学生に必要な科目を揃えることは、理工学部並のスケールを必要とする。また最近では、同じ建築学科といってもそれぞれの大学において3年次で要求する科目や内容が同一ではない。もしそのような要求に全部応じようとする

ば、不可能に近いことは容易に理解戴けると思う。

日本語学習を中心に考えると、特にその点を十分に考慮している当部に3年間置けば、完璧に近いとも云えようが、近年それぞれ独特なカラーを持った教育を打出す傾向にある各大学では、なるべく早く引取りたいと願われることも、もったもなことであると思う。

当部に3年間置いて、更に進学してから3年間教育すればよいという意見もしばしば聞かれるが、留学生個人とすれば、欧米に留学すれば原則として4年で卒業できるのに、日本に留学したために現在でも1年余計にかかるのに、更にまた1年延ばすことは、制度としては彼等にとってまことに魅力のないものとなる。

昨年文部省は、各大学の進学時期についての要望をもとにして「留学生問題の調査研究に関する会議」において、この進学時期の問題を取り上げ、理・工・農学科系は、原則として2年、医・歯学系は3年という線に落着いて来ている。

其のほか、進学させた留学生の個人については、当初は各大学より苦情が多かったのであるが、文部省の努力による来日留学生の質の向上と、当部の教育法の整備とによって、それらは急激に減少しつつある。近頃では東京大学や、東京工業大学等からは、時々おほめの言葉を戴く学生もいるが、私共としては何にも増して嬉しいことである。

F 私費留学生

当部の規程に「定員に満たないときは、私費留学生を入れることがある」という項があるので、毎年若干名を入学せしめている。それは一つには優秀な私費留学生を入れて、国費留学生により刺激を与えることを目的としている。しかし、近頃は私費留学生の進学が年々難しくなっている。

当部に入学乃至編入を希望する私費留学生には、種々の事情があることを知っているが、厳密なテストを行って、学力本位に優秀な学生を選び、彼等に希望を持たせている。また当部に入れた以上は、国費留学生とは、なるべく区別しない方針で教育を行っている。この点については、大方の御協力をお願いしたいと思う。

G 留学生部寮

留学生は、最初から然るべき日本人家庭に下宿させた方が、日本語習得によいという議論も当初にあった。これはもったもなことなのであるが、多数の留学生を扱う場合には現実に即さないことがわかった。最近各地に留学生を対象とする会館が建てられているが、これは留学生にも安心を与え、喜ばしいことであると思う。

16カ国に及ぶ各国の習慣、特に食事について急激な変化を強制することは難しい。また当初は、強い自我のために、寮規則に対する誓約を拒んだのであるが、最近はこのようなことには抵抗しなくなった。これは一つには熱心な補導関係の方々のご指導が実ってきたことと、また一つには留学生自身の質の向上のためであると考えている。

寮で最も多いトラブルは食事のことである。現在の食費は1日約250円である。食堂としては、食費を

上げればよい食事を出せることは当然である。留学生にとっては、食費は上げて貰いたくないが、よいものを食べたいというわけである。

寮費は月額2,000円をとっているが、食費と云っても食堂の person 費、設備費光熱水道費等は一切大学側が持ち、材料費のみのことである。同程度の食事を外食すれば、倍近い金額になることは、留学生自身がよく知っている。特に若い留学生にとって、食事が最も強い関心事であることは充分了解できるが、なにさま各国の人の好みに合わせることの難しさ、また公務員並の給料で、熟達した調理師に来て貰えない現状ではどうにもならない。

このほか、主義や宗教の異なる多くの国の人達が共に生活している場である以上、多少のトラブルが起らないはないが、各人が各国を代表している事実を強調して、自重をすすめると共に、他国の人達を知る絶好の機会として、留学生自身の人生体験の重要部分をなす場であることを強調している。

H 選 考

国費留学生の選考に関しては、当初は各国が主体性を持っていたようであるが、我々教育する側としては、学生に或程度以上の素質がないと、到底日本での大学教育には耐えられず、また本人にとっても不幸な結果となることが分かったので、その改善を文部省始め各方面に強く要望した。

近頃は、選考に対して自国に於いて学科試験を行い、東京外大の留学生課程と当部とがその答案に目を通すようになったので、首を傾けさせるような学生が来ることは少なくなった。

また自国に於いて日本語を履習した者を、特に考慮したらという傾向もあるが、欧米語と異り、各国のしっかりした日本語教育機関の一般化は未だしの感が深いので、当部としては結構なことではあるが、現段階に於いては、日本語試験は参考程度に留め、それよりも質の良い学生を歓迎している。大体に於いて英語乃至仏語のうまい学生は日本語も上達し得る見込みが強いことが明らかになった。

I 教官の負担

各教官の負担時間は大体実験科目週8時間、非実験科目週10時間を目途としている。これは少いように思われようが、その理由の一つは当大学の文理学部とあまり差をつけられない事情にある。また同じことを教えるにしても、日本人学生に比べて、骨が折れる。倍とはいかなくても、1倍半位といってもよいであろう。基礎的の事項から説明を始め、ゆっくりとやさしい日本語で話し、黒板の漢字には仮名を振り、英語ではこう云うのだと説明しなくてはならないからである。

特に補導委員となった教官は、昼夜を分たず尽力しなければならないことが多い。このような努力に対する報いはあまりにも少ない。現在のところ、使命感で支えられていると云ったらよいであろう。

5. 結 び に

最後に、当部の施設も学長始め各方面の御努力により、現在は内外人にお見せしても恥しくない位に大いに整備され、留学生の質も年々向上し、勉学の態度も格段と立派になってきたことを共に喜びたい。教室外のマナーも非常にようになった。更に東南アジアの進展のために、優秀な学生を受入れたいと思う。

当初は、日本の大学に入れば、殆んど自動的に卒業できると考えていた留学生が多かった。進学に当っては平常の成績と参考試験（進学大学を決定する際に行なう実力試験）が大きな役割を果たすことが明らかになって、学生がそれぞれ希望する大学に進学するためには、相当勉強しなくてはならないことを悟ってきたので、極く一部の例外を除いては、常時真剣に勉強するようになって、近頃は些細なことで起きるトラブルは非常に少なくなった。

筆者も昨秋文部省より東南アジア諸国の留学生事情の調査団の一員として、香港、マニラ、台北に派遣されたのであるが、それぞれの国には、それぞれ立派な大学が完成しつつあることを見た。この留学生制度も、間もなく曲り角に来るであろう。単に大学教育を受けさせるという理由では意味のないものとなる。

しかしながら、留学生が若いときに5年間も日本に留学し、日本語をマスターして、日本及び日本人を熟知した彼等が帰国することは、日本にとっても各国にとっても幸せなことと思う。

国内の御世話を願っている各大学の方々とも話し合っている事ではあるが、日本で学んだこれらの人達が帰国した後に、他のどこの国に留学して帰国した人達よりも、アジアの発展に尽し得る識見と教養とを身につけさせることを目標にしたいものである。

大変お願いが多くなって恐縮であるが、何卒大方の御支援を得たいと思う。

（千葉大学留学生部長）

東京外国語大学留学生課程について

桜 井 勝 三

最近、留学生教育についていろいろと論議されているが、本学における留学生教育がどのようにおこなわれているか、その概要について述べてみたいと思う。

1. 沿 革

外国人留学生教育のために留学生別科が本学に設置されたのは、昭和29年にさかのぼる。留学生別科は、大学学部に入学者の外国人留学生のために、1年間、主として日本語教育をおこない、あわせて、数学・理科・社会などの基礎学力補習のための教育をおこなっていた。その後昭和35年にいたり、この制度が廃止され、あらたに、留学生課程が本学と千葉大学に設置されて3か年の教育をおこなうようになり、現在にいたっている。

2. 目 的

留学生課程は、日本の国立大学の学部に入学者のため、日本政府が、主として、東南アジアおよび中近

東諸国より招致した留学生のために、日本語および日本事情に関する科目の教育と大学学部の前期2か年間の課程に該当する教育をおこなうことを目的とする施設であって、人文科学および社会科学等の分野について専攻しようとする文科系の留学生を入学させている。

3. 修業年限

本課程の修業年限は3か年で、第1年次は日本語教育を主とし、第2年次以降は、大学学部の前期2か年に該当する教育をおこなっている。したがって、第1年次は大学入学前となり、第2年次は大学学部の第1年次に相当し、第3年次は大学学部の第2年次に相当する。

4. 学生定員

学生入学定員は30名であるが、欠員がある場合は国費外国人留学生（文部省留学生）以外の外国人留学生を入学させることがある。このほか、昭和39年度からは、文部省が招致する研究留学生で、日本語および日本事情の研究を主目的とする留学生を受入れている。またこれらのほかに、日本語のみの学習を希望する聴講生も毎年数名入学させている。

現在の留学生数は次のとおりである。

学年別	国費・私費別 国 費	私 費		計
		3年課程	聴講生	
第1年次	7(3)	—	2	9(3)
第2年次	14(9)	1(1)	1	16(10)
第3年次	12(5)	1(1)	—	13(6)
研究留学生	6	—	—	6
計	39(17)	2(1)	3	44(19)

(注) 括弧内女子学生。

5. 募集地域等

国費留学生の募集地域は、東南アジアおよび中近東諸国で、文部省が外務省の協力のもとに募集し、招致を決定した留学生のうち、文科系を志望する者を本学で引受けている。

留学生別科設置より現在までに本学で受入れた留学生の国籍別受入数は、次のとおりでその受入国数は約30か国の多きに達している。

留学生別科・留学生課程国籍別受入数

国 籍	留 学 生 別 科 (29年~34年)			留 学 生 課 程 (35年~39年)				合 計
	国 費	私 費	計	国 費	私 費	聴講生	計	
ビ ル マ	13	—	13	4	—	—	4	17
カ ン ボ ジ ア	5	—	5	1	—	—	1	6
セ イ ロ ン	17	—	17	—	—	1	1	18
中 国	—	8	8	—	3	—	3	11
イ ン ド	1	6	7	2	—	3	5	12
イ ン ド ネ シ ア	2	1	3	—	—	—	—	3
韓 国	—	2	2	—	—	2	2	4
ラ オ ス	2	—	2	—	—	—	—	2
マ レ イ シ ア	2	—	2	3	—	—	3	5
ネ パ ー ル	1	—	1	—	—	—	—	1
パ キ ス タ ン	3	—	3	1	—	—	1	4
フ ィ リ ピ ン	22	1	23	3	1	2	6	29
タ イ	3	5	8	37	5	—	42	50
ベ ト ナ ム	10	—	10	10	—	—	10	20
イ ラ ン	2	—	2	4	—	—	4	6
イ ラ ク	2	—	2	—	—	—	—	2
イ ス ラ エ ル	1	—	1	—	—	—	—	1
エ ジ プ ト	1	—	1	—	—	—	—	1
ナ イ ジ ャ リ ア	—	—	—	1	—	—	1	1
オ ー ス ト ラ リ ア	2	—	2	—	—	—	—	2
フ ラ ン ス	—	—	—	1	—	1	2	2
ド イ ツ	2	—	2	—	—	—	—	2
イ タ リ ア	—	—	—	2	—	—	2	2
オ ラ ン ダ	—	—	—	1	—	2	3	3
ス ウ ェ ー デ ン	1	—	1	2	—	—	2	3
イ ギ リ ス	—	1	1	1	—	2	3	4
カ ナ ダ	1	—	1	—	—	—	—	1
ア メ リ カ	2	—	2	1	2	7	10	12
ア ルゼンチン	—	—	—	—	1	—	1	1
ブ ラ ジ ル	3	—	3	—	—	1	1	1
ペ ル	—	—	—	—	—	1	1	1
合 計	98	24	122	74	12	22	107	230

6. 学 科 課 程

学科課程の詳細は紙面の都合で、その全容を明かにすることができないが、概要は次のとおりである。なお、ご承知のとおり外国人留学生が一般教育科目・保健体育科目を履習する場合は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第45条第3項の規定によって、一般教育科目は20単位（本課程では24単位必修）を、保健体育科目については体育実技のみ2単位を修得することになっており、残りの不足単位は日本語および日本事情に関する科目の単位によって代替できるよう特別の措置が認められている。

第1年次において履習すべき科目および時間数

日 本 語	必修で授業時間数は年間 800 時間以上
日 本 事 情	必修で授業時間数は年間60時間以上
外 国 語	授業時間数は年間 100 時間以上で英語の基礎学力が不十分と認められた者は必修しなければならない。

第2年次および第3年次において履習すべき科目と単位数

一般教育科目	24 単 位
外国語科目	12 単 位
保健体育科目	2 単 位
基礎教育科目	12 単 位
日本語科目	16 単 位
日本事情に関する科目	8 単 位
合 計	74 単 位

7. 専門課程への進学

本課程を修了した留学生はそれぞれの専攻にしたがって、国立もしくは他の大学の文学部・法学部・経済学部・商学部・教育学部・芸術学部等の専門課程に進学できるようになっている。ただし、例外として修了をまたないで途中で進学していくこともあるが、原則として3年修了後になっている。これらの進学については、留学生課程における学習状況その他を参考として、文部省が進学希望大学の学長と協議して定めることになっている。

8. む す び

本学における留学生課程の概要は以上のとおりであるが、外国人留学生教育という国際文化交流の一翼をになう本学としては益々その使命の重さを痛感し、我が国における留学生教育に充分なる貢献をしていかなければならないと考える。特に最近の海外諸国における日本に対する関心は極めて深いものがあり、我が国に留学しようとする外国人が年を逐うて増加している現状である。しかもこれら留学生の中には、日本語および日本事情を専攻しようとする者が逐年増加している。本学においても既に昨年よりこのような研究留学生を10数名受入れて教育をおこなっている。しかるに我が国の国立大学には、このような要望

にこたえる施設がまだ殆んどないといってもよい現状である。最近このような要望にこたえる施設を設置しようとする機運が高まりつつあるように見受けられるが、誠に当然のことであると思う。本学の目的は、外国の言語とそれを基底とする文化一般につき理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語をとおして外国に関する理解を深めることにあるわけであるが、この見地からいっても、将来の留学生教育に深い関心を払い、その画期的な拡充を希っている。

(東京外国語大学事務局長)

A 事 業 報 告

1. 常置委員会審議担当事項

常務理事会決定

昭和40・10・25

この審議担当事項は、現在当面する問題を主として定めたものであって、括弧内は、各常置委員会の基本的審議事項を表示したものである。

第1 常置委員会（大学の組織・制度）

- 1) 大学院に関する事項
- 2) 図書館に関する事項

第2 常置委員会（学科課程・入学試験等）

- 1) 入学試験に関する事項
 - a) 一・二期校区分
 - b) 調査書
 - c) 能研テスト
 - d) 高専よりの編入学その他
- 2) 一般教養の学科課程

第3 常置委員会（学生の補導）

- 1) 学生の自治活動に関する事項
- 2) 就職あっせん対策に関する事項
- 3) 奨学制度に関する事項

第4 常置委員会（学生の厚生）

- 1) 学生の健康管理に関する事項
- 2) 学生の健康保険に関する事項
- 3) 学生の厚生施設に関する事項

第5 常置委員会（大学間の協力）

- 1) 国内の大学間の連絡に関する事項
 - a) 大学間の教官交流
 - b) 図書館の蔵書リストの交換
- 2) 国際間の大学の連絡に関する事項
 - a) 国交未回復国の大学との交流
 - b) 外国人留学生および研究生の受入

- c) 客員教授の受入
- d) 在外研究員の拡充
- e) 国際会議への参加

第6 常置委員会（大学財政）

- 1) 国立大学の予算および定員に関する事項
- 2) 学校特別会計制度の改善に関する事項
- 3) 教職員給与制度の改善に関する事項
- 4) 特別会計制度協議会に関する事項

第7 常置委員会（教員養成）

- 1) 教員養成制度の改善に関する事項
- 2) 教員養成のための教育課程に関する事項
- 3) 教員養成のための学部設置基準に関する事項
- 4) 教員免許法に関する事項
- 5) 附属学校に関する事項

（参 考）

特別委員会

- 1) 学生急増対策特別委員会
- 2) 大学設置基準特別委員会
- 3) 科学技術行政特別委員会
- 4) 新設大学拡充特別委員会

なお、附置研究所・附属研究教育施設および附属病院について審議するため「附置附属施設特別委員会」（仮称）を設置することについて検討する必要がある。

2. 諸会議議事要録

(1) 常務理事会議事要録

日 時 昭和40年10月25日（月）午後4時
場 所 東京大学大講堂小会議室
出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長

石橋, 長谷川, 井上, 篠原, 増田各常置
委員会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

1. 国立大学協会事務室について

鶴田事務局長から, 東京大学赤門脇に建設中の
国立大学協会事務室の工事進行状況及び間取り等
について説明があり, 了承された。

2. 国立大学協会創立15周年記念式典等につ いて

鶴田事務局長から, 昭和40年11月27日(土)東京
大学大講堂で行なわれる国立大学協会会館竣工
式及び国立大学協会創立15周年記念式典の式次
第, 招待者の範囲及びその予算等について説明が
あり, 承認された。

3. 第6常置委員会報告

増田委員長から, 毎年第6常置委員会で施設整
備費, 教官研究費, 学生経費等の増額について関
係方面へ要望をしているが, 本年はそのほか, 比
較的詳細の資料が揃っている理工農学系学部の設
備の充実をもあわせて要望するよう原案を作成し
た。要望書案は, 大蔵省の予算編成に間に合わせ
るため, 例年より早く関係方面に提出する必要が
あるので, 本日了承を得られれば, 文部省, 大蔵
省関係へは今月中に要望書(会報30号57頁参照)
を送付し, 次の総会で事後承諾を得るようにした
い旨述べ, 了承された。

4. 常務理事会への監事出席について

会長から, 国大協会則第19条について説明があ
り, 監事は常務理事会の構成員ではないが, 従来
の役員会には監事が出席していたので, それに従
いが, 次回から常務理事会に監事の出席を願うよ
うにしたい。なお, その際監事は表決には加わら
ないものとする旨述べ, 了承された。

5. 常置委員会の運営の改善について

会長から, 各常置委員会の所掌事項に脱漏, 重

複があるとの意見もあるので, これについてご検
討願いたい旨述べ, 審議に入り, 各常置委員会の
所掌事項を協議し, 理事会及び次の総会で了承を
得ることになった。なお, これに関連し, 次のよ
うな意見があり了承された(20頁参照)。

(1) 大学院の問題については, 従来, 第1, 第5,
第7の各常置委員会で検討していたが, 今後は
第1常置委員会で検討し, 必要ある場合は関係
の常置委員会と合同会議を開いて検討する。さ
らに, 常置委員会で検討を進め, 将来必要が生
じたら特別委員会を設けることにする。なお,
文部省で現在, 大学院設置基準の作業を進めて
いるが, この案が出たときの取扱いは別に考
え, 現在は, 第1常置委員会で主体的に大学院
の問題を検討していくようにしたい。

(2) 科学技術基本法の問題をどの委員会で取り扱
うか, 科学技術行政特別委員会で取り扱い, そ
れに第1常置委員会委員長が加わるのが適当と
思われるので, 次回の科学技術行政特別委員会
と第1常置委員会の合同会議にそれを提案した
い。

(3) 附置研究所や附属病院等に関する問題, とく
に, 共同利用の施設に関する問題を検討する必
要があるので, そのための特別委員会か新常置
委員会の設置を検討したい。

6. 専門委員の委嘱について

会長から, 会則改正に伴い, 各委員会の従来
の専門委員は一応委嘱が解かれたので, 改めて各委
員会で専門委員を委嘱されるようお願いしたい,
なお, その際は, 各委員会間で専門委員の数に余
り不均衡のないようご配慮願いたい旨述べ, 了承
された。

7. 常務理事会の開催は当分隔月ごととするこ
とに了解された。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和40年11月24日(水)午後3時30分

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長

杉野目副会長

佐藤, 長谷川, 三輪, 増田代田上, 石橋,
渡辺, 稲荷山, 久保, 赤木, 前川, 遠城
寺, 柳本各理事

赤堀監事

井上第3常置委員会委員長

小塚大学設置基準特別委員会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

1. 理事の交代について

会長から石津東北大学長の退任及び柚木神戸大学長の逝去に伴い, 次のとおり理事の交代があった旨披露された。

新 旧

本川東北大学長 石津東北大学長
国歳神戸大学長事務取扱 柚木神戸大学長

2. 第35回総会議事日程について

会長から, 第35回総会の議事日程について説明があり, 承認された。

3. 各種要望書の処理について

前回の総会で決議した4種の要望書(A, 大学入学志願者急増対策について, B, 国立大学教官等の給与改善について, C, 大学健康管理の改善整備について, D, 教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置について)及び前回の総会以後作成された要望書(E, 昭和41年度国立学校予算について)の処理について報告があり, 承認された。

4. 常置委員会の担当事項について

会長から, 10月25日の常務理事会において, 各常置委員会の担当事項を検討整理し, 各常置委員会の審議事項を決めた旨説明があり, これに対し

遠城寺第4常置委員会委員長から, ○学生の健康保険に関する事項, ○学生の厚生施設に関する事項の2項目を同常置委員会の審議事項として加えてほしい旨発言があり, 併せて承認された。

なお, これに関連して会長から附置研究所・附属研究教育施設及び附属病院の問題について審議するための特別委員会を設置することの是非を検討する必要がある旨述べ, もし理事会において, この特別委員会を設置すると結論ができればその旨総会に報告することになる旨をつけ加え述べられた。

5. 大学の管理運営に関する意見(案)について

会長から, 大学の管理運営に関する意見(案)の最終案文を今度の総会に提出することを前回の理事会において申しあげたが, 分量が膨大である上に, その内容が重大な問題であり, なお, じゅうぶん検討をつくす必要があるため, 今度の総会ではその経過報告をするにとどめ, 来年初めに大学運営協議会およびその他の関係者で意見案を最終的に検討し, それを理事会にかけたうえ, 各大学に流して意見を求め, 来年6月の総会で決定し公表することにしたい旨を述べ, 了承された。

6. 第5常置委員会の要望書の件

篠原第5常置委員会委員長欠席のため, 会長及び事務局長から第5常置委員会の要望書(58頁参照)について説明があり, 総会に付議することが承認された。

7. 大学設置基準特別委員会意見案について

小塚大学設置基準特別委員会委員長から, 各大学よりよせられた意見が膨大であるため, 7月16日の同特別委員会で結論を得ることができず, 安藤(東大), 成川(芸大)両専門委員に取りまとめをお願いしたが, 本日の特別委員会でもこれをまとめる段階に至らなかった。したがって今回

の総会には、意見案提出の運びにいたらなかった旨及び審議経過の概要について説明する予定である旨報告があった。なお内容が第1常置委員会及び第6常置委員会の審議事項と関連する点があることで審議の進め方が問題とされたが、今後特別にその必要が起きた場合はともかくとして、第1常置委員会の委員も特別委員会の委員として加わっていることでもあるので、従来どおり同特別委員会において審議を進め、意見案をまとめていくことに了承された。

8. その他

- 科学技術基本法案（未定稿）に関する意見については、会長から、現在各大学に意見を求めている段階であり、これがまとまりしだい常務理事会の議を経て関係方面に提出する予定であるが、その取り扱い方について今回の総会で了解を得たい、また、そのため今回の総会では委員長の経過報告と併せて法案の起草にあたった石井教授（東大）に起草上の問題点をご説明願うことになっている旨述べ、承認された。
- 新設大学拡充特別委員会に関しては、会長から同特別委員会としての審議上の問題点を総会に報告するが、要望書は出さないことになると見られる旨述べ、承認された。
- 国立大学協会会館竣工式及び国立大学協会創立15周年記念式典に関して、会長及び事務局長から日程、式次第等について説明があり、了承された。なおこれに関連して、会長より新しい会館の建設を契機として、専任の事務局長をおくこと及び地区の世話大学の事務局長に非常勤で協力方を願うこと等国立大学協会の組織強化について提案され異議なく了承された。

(3) 緊急協議総会

議 題 科学技術基本法案（未定稿）に対する対

策について

日 時 昭和40年11月27日（土）午後2時

（当協会15周年式典に引続いて開催）

場 所 東京大学大講堂

出席者 各国立大学長

開会に当って会長から、科学技術行政の重要性に鑑み当協会は、かねてから科学技術行政特別委員会を設けて、これらについての諸問題を検討しており、また、今回の科学技術基本法案（未定稿）については、12月20日までに各大学の意見をご提出願ひ、これにより当協会としての意見をまとめることになっているが、昨日の情報によればこの法案は12月1日に政府に答申されることが確実となったので、緊急に当協会としての対策をきめる必要があるので、ここに臨時に協議総会を開き、この問題についてご討議願ひたい旨を述べられ、協議に入った。

ついで、各学長から法案第7条の基本計画の策定と大学の自主性、研究基盤の育成の意味、計画研究その他について熱心な意見が述べられたのち事態の緊急性にかんがみ、とりあえず、科学技術行政特別委員会において、総会の際および本日の会議において述べられた意見等を考慮に入れて、当協会としての意見書又は要望書を作成し、内閣総理大臣その他関係方面に提出することになった。なお、意見書又は要望書の作成および関係方面への提出については、一切科学技術行政特別委員会に一任することに了承された。

(4) 第35回総会議事要録

(第1日)

日 時 昭和40年11月25日（木）午前10時

場 所 東京大学附属図書館大集会室

出席者 各国立大学長

会長から、本総会の議事日程について説明があり、了承された。

ついで会長から、島袋琉球大学長が逝去されたので、本協会として弔電を送り哀悼の意を表した。なお、後任として安里源秀氏が学長に就任され、本日オブザーバーとして出席されている旨の披露があり、同学長の紹介があった。

また会長から、本川東北大学長に代わり元村前学長事務取扱が、また、藤岡埼玉大学長に代わり浜中教養部長が出席された旨の披露があった。

I 会務報告

1. 学長の交代について

会長から、柚木神戸大学長の急逝に対し、本協会として本日次の弔電を神戸大学長あてに打ちたい旨を語り、異議なく了承された。

記

このたびの柚木前学長の御急逝に対し、国立大学協会総会出席者一同は、ここにつつしんで弔意を表します。

また会長から、前総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	旧学長
小樽商科大学	松尾 正路 (事務取扱)	加茂 儀一
東北大学	本川 弘一	石津 照璽
宮城教育大学	平 重道 (事務取扱)	石津 照璽
滋賀大学	三輪 健司	小牧 実繁
神戸大学	国歳 胤臣 (事務取扱)	柚木 馨

2. 要望書等の提出について

会長から、要望書等の提出について次のとおり報告があった。

(1) 前総会の決議によるもの(会報第29号35頁)

前回総会で決議された、㉔大学入学志願者急増対策について、㉕国立大学教官等の給与改善

について、㉖大学健康管理の改善整備について
㉗教員養成大学・学部整備充実と大学院設置
についての各要望書は、総会終了後中村文部大臣を初め、関係各方面に提出し、要望した。

(2) 前総会以後に提出したもの

(イ) 大学入学志願者急増対策については、前総会終了後要望してあるが、10月下旬になって予算編成期等の配慮から再度この要望書を提出した。

(ロ) 昭和41年度国立学校予算の当面する問題については、①国立学校施設整備費の増額、②理工農学系学部の設備(学生実験実習設備)の充実、③教官当積算校費(教官研究費)の増額、④学生当積算校費(学生経費)の増額の4点について、10月25日付で各関係方面に要望した(会報記念号57頁)。

(ハ) なお、以上の要望書提出の際、昭和40年度予算の10%留保については、他の官庁と異なり、大学の特殊事情から特例を認めてほしい旨を大蔵大臣に口頭で強く申し入れたが、それについては相当効果があった。

3. 卒業予定者の就職斡旋について

会長から、この問題については政府も力を入れていることであるが、文部省から、国立大学側の世話人校を決めてほしい旨の依頼があったので、9月25日の理事会で各地区の世話人校を次のとおり決定した旨の報告があった(会報記念号72頁)。

地区	世話人校
北海道	北海道大学
東北	東北大学
関東・甲信越	東京農工大学
東海・北陸	名古屋大学
近畿	大阪大学
中国・四国	広島大学
九州	九州大学

4. 大学設置基準改善要綱について

会長から、このことについては日程に従って各大学から意見を求めたが、現在専門委員を煩わしとりまとめ、検討中である旨の報告があった。

5. 科学技術基本法案（未定稿）について

会長から、このことについては現在、科学技術行政特別委員会で、各大学に意見をきいて、取纏中の旨報告があった。

6. 常置委員会の担当事項について

会長から、従来常置委員会の担当事項が必ずしも明確でなかったので、9月25日の理事会で担当事項を整理すべきであるとの意見が出され、常務理事会に一任されたので、10月25日の常務理事会で重複その他について検討し、20頁所載のとおり整理した。また二つ以上の常置委員会に関係のある問題もあるので、それらについては各委員長間で話し合いのうえ、善処してほしい旨の報告があり、了承された。なお会長から、これに関連して現在特別委員会は四つあるが、これらは恒常的なものではなく、その任務が終れば解散するものであるが、これらの他にも附置研究所、附属研究教育施設および附属病院について特別委員会を設けて審議する必要があるとの常務理事会の意見であるが、具体的に設置するかどうかについては、まだ定っていない旨の報告があった。

7. 本協会15周年記念式典日程について

会長から、この度本協会の独立の事務所が竣工したので、明後27日午前9時半から竣工式を開催し、引き続いて10時から本協会発足15周年を記念して記念式典を催し、正午から祝宴を開く予定である。その際、本協会に関係のある方から祝辞をいただくことになっている旨の披露があった。

8. 大学運営協議会の報告について

大河内委員長から、大学運営協議会は、昭和37年に本協会の公表した「大学の管理運営に関する

中間報告」を受けて鋭意最終意見書の作成に当たってきたが、内容が膨大なものであり、原案はできたが、最終案として本日配付するまでにはいかなかった。その内容としては、①大学自治の本質 ②文部大臣の権限 ③人事 ④学内機関 ⑤教養部 ⑥単科大学 ⑦大学院 ⑧附置研究所 ⑨財政および事務機構 ⑩国立大学協会の役割の10章から成っており、その考えかたとしては、大学外部に対して発表することも大切ではあるが、大学内部に対しても意識して書いている。したがって中間報告の時とはその姿勢も多少違うし、新しい点についてももり込んだ。本協議会として、一応成案ができれば、2月上旬に理事会を開き、なお意見を調整したうえ、各大学に送付して検討を願ひ、6月の総会で決定願ひ予定である旨の報告および説明があった。

II 協議事項

1. 各委員会報告

(1) 科学技術行政特別委員会 大山委員長

さる7月22日、科学技術会議から、科学技術基本法案（未定稿）が発表された。これは数年来懸案となっていたもので、日本学術会議、国会等でもとり上げていた。そこで本委員会は、10月25日これに対する本協会の考えをまとめるため、第1常置委員会と合同の委員会を開いた。ついで11月9日に第2回の委員会を開き、種々討議し、現在専門委員に検討願っているが、各大学に法案を送り、その意見をまわって本協会としての意見をまとめたいと思っている旨の報告があった。

ついで、同法案の起草に当たった石井照久東大教授の臨席を得て、同教授から、科学技術基本法案（未定稿）について概ね、次のような説明があった。

この法案は、学術会議、国会、科学技術庁でそれぞれ別個のものを考えていたが、それぞれの案

では法律にはならないので、これらを調整して一本化したい旨の話があり、科学技術庁内に科学技術会議の第1部会基本法分科会が設けられ、法案作成について審議を重ねてきた。その結果、さきの科学技術基本法案(未定稿)(会報記念号66頁)を得た。日本学術会議においても、この法案を検討し、大體了承された。その際、この法案にもられた基本線を後退することは好ましくない旨の申し合わせもしている。本来、この法案は、国の科学技術に対する態度を明らかにしたものである。したがって、研究者の研究態度についてふれていないのは当然である。つぎに、科学技術の基盤の育成は、個々の大学の自主的な研究を侵さないで、国全体の大きな枠を方向づけ、拡げていくという考え方であり、この法律案の目的は各研究機関が研究しやすいように財政、環境等研究基盤を育成することにある。また、科学と技術の区別についても議論されたが、結局、国の施策との相関関係で区別していけばじゅうぶんであろうということになった。したがって、大学における研究は、総て科学ということになっている。さらに、人文、社会科学も含めるか否かも議論があったが、研究基盤の育成という見地から、人文、社会、自然の諸分野を区別することは好ましくないということとなった。

第1条については、研究基盤の育成を明示している。このことは、科学研究については、政府は修正すべきではないが、技術研究については若干の手直しはやむをえなからうということである。

第2条の計画は、実質的に調和のとれたものを望むし、第7条によって政府が総合計画をたてるが、その際、科学の発展の基盤の育成に関するものは日本学術会議の意見をきいたのちに行なわなければならないこととした。なお、プロジェクト研究は科学技術会議が立案して政府に具申する。

日本学術会議に意見を求めたことのは否については、議論があったが、差し当り他には適当な機関がない。

第5条で財政上の措置を定め、第12条で研究費が弾力的、継続的に使用されるような施策を考へることを義務づけ、第6条で国会への報告義務を定め、研究基盤育成の予算が国会で実質的に審議されることを願っている。序文の第3項は、当然のことであるが、人材をみいだすことも含んだ広い意味であり、末項で平和主義をうたっている。

第13条で学問、研究の公開性をうたい、第19条での国際的という意味は、公平の原則に立って相手国の主義等に左右されないことをいい、これは第3条の研究者の自主性と相対応している。第9条の施設整備の範疇には、資料、文献等も入るのであり、第16条の研究者等の待遇には、研究補助者も含める意味である。

一方、科学技術会議の運用と日本学術会議の任務の調整がどうなるかは、本法案の運用如何によるものと思う。また、科学技術会議は、一般の行政機関と異なる諮問機関とし、構成も内閣総理大臣のほか、大蔵大臣、文部大臣、科学技術庁長官、経済企画庁長官と学識経験者8名とした。なお、日本学術会議会長は、自由な立場で発言できるよう *ex-officio* には入れなかった。この学識経験者の内の半数の推薦母体は、日本学術会議であるが、必ずしも日本学術会議の会員が選ばれるとは限らないし、事務局の構成にも問題があるが、できれば独立の事務局を設けたい。また、この科学技術会議と日本学術会議との連絡調整機関を設ける必要があろうとの話もあるが、いまのところ大蔵省を除いては、各省庁とも大幅な修正意見は出ていない。大蔵省の反対は、財政的に裏づけをする第5条の表現であり、今後これの折衝に努力する。

これに対して各学長から、この案全体について

日本学術会議のみに、大幅の権限を与えているが、これは必ずしも好ましくない。また、予算的には、計画研究が大きな比重を占めているので、諮問事項としてどこかでバランスがとれるようにされたい。さらに、本案の実施に際しては、臨時行政調査会の線に近づくことも懸念される等活発な意見の開陳があった。

(2) 第5常置委員会 篠原委員長

6月24日、6月25日、11月24日に委員会を開いて協議した結果、別紙(会報31号58頁)の通り、「大学間の協力並びに国際協力の強化について」要望書を作成したので、ここに提案する旨の報告があり、一部修正のうえ承認された。

(3) 大学設置基準特別委員会 小塚委員長

大学設置基準の改訂要綱については、10月20日までに各大学から意見の提出を願い、その後、安藤、成川両専門委員にお願いして当協会の意見書案をまとめて頂き、11月9日、11月17日に委員会を開き検討したが、結論にいたらなかったので、本日は、問題点について報告し、早い機会に結論を得るようにしたい。

ついで安藤専門委員から、検討の際の問題点について大略説明があった。

これに対して、本基準は、大学の理想を示すのか、専門教育と一般教育とに格差をつけることは好ましくない。細目については各大学の自主性を生かされたい等の質疑および意見が述べられた。

(4) 学生急増対策特別委員会 奥田委員長

前回の総会で審議願った「大学入学志願者急増対策について」の要望書を、予算編成期であるという時期的必要から10月25日に再度関係各方面に要望した。当特別委員会としては、今後、大蔵省の内示の結果によってその対策について検討したい。

(3) 第6常置委員会 増田委員長

10月25日に委員会を開催し、関係各方面に「昭和41年度国立学校予算について」(会報30号57頁)要望書を提出した。従来、要望書は総会の議を経て提出しているが、11月の予算編成に間に合わせるため、10月27日の常務理事会にはかり提出したもので、その内容は、①国立学校施設整備費の増額 ②理工農学系学部の設備(学生実験実習設備)の充実 ③教官当積算校費(教官研究費)の増額 ④学生当積算校費(学生経費)の増額の4点についてである。なお、その際、口頭で予算の10%留保を解除されたい旨申し入れをしたが、かなり緩和されるようである旨の報告があり、上記要望書について追認された。

2. 議事日程について

会長から、大学運営協議会で作成している「大学の管理運営に関する意見(案)」は、今回の総会に提案するにいたらなかったので、理事会の意見をきいたうえで各大学に送付することも考えたが、理事会では荷が重すぎるので、2月上旬に臨時総会を開いて、その内容を説明し、各大学の意見をきくこととしたい。なお、この臨時総会には、大学設置基準の問題もあわせて審議願ひ決定することにした旨を諮られ、以上の目的により臨時総会を開催することについて、異議なく了承された。

(5) 第35回総会議事要録 (第2日)

日時 昭和40年11月26日(金)午後1時

場所 東京大学附属図書館大集会室

出席者 各国立大学長

大河内会長から、昨日の総会で了承をえた臨時の総会は、2月4日(金)、5日(土)を予定し、それに伴い大学運営協議会の「大学の管理運営に

関する意見(案)立案その他の日程も多少修正された旨の説明があり、了承された。

ついで、鶴田事務局長から、只今文部省から連絡があり、科学技術基本法案(未定稿)が急に答申される動きがあるので、文部省、国立大学協会の両者で話し合いたい旨の申し入れがあった旨の報告があり、本日総会のあいまをみて、文部省大学学術局長、審議官および関係課長と本協会の関係者(会長、副会長、科学技術行政特別委員会委員長および委員、第6常置委員会委員長)とで話し合いをすることに了承された。

1. 各委員会委員長報告

(1) 第1常置委員会 石橋委員長

石津東北大学長の辞任に伴い委員長が欠員であったが、10月25日の委員会で、私が委員長に選ばれた。なお、その時の委員会で、今後は大学院の問題をとり上げ、しかるべき時期に図書館の問題を検討することとなり、11月24日に文部省の吉里大学課長から大学院問題に対する従来の経緯をきき、その際、過去の諸委員会で討議された問題点をピックアップした資料があったので、今後これを参考として検討し、本協会として独自の見解を出していくこととした。

(2) 第2常置委員会 長谷川委員長

本日午前中、委員会を開いた結果、一般教育の問題は、大学設置基準特別委員会に移し、さしあたっては、入学試験制度の問題をとりあげることとし、その内容は能研テスト、一、二期校区分、調査書、高専からの編入学諸問題について検討することになった。能研テストの問題については、本協会として、前回の総会で要望書を出しているが、もう少し積極的な態度をとるほうがよかろうということであった。調査書の問題については、現在各大学の実状を調査中である。一、二期校区分については、その動機は受験生に国立大学を2

度受験できる機会を与える趣旨であったが、この区分については、最近、相当深刻な問題が生じている。そこで、とりあえず一、二期校区分の可否、一、二期校いずれがよいか、一、二期校の交代を行なうかどうか等を網羅したアンケートを各大学にお願いしたいと思っている。高専からの編入学の問題については、各大学で学則等を改正し徐々に受入れ体制が整ってきたことは好ましいが、従来の申し合わせどおり、今後とも一層協力願いたい。

ついで、小塚東京芸術大学長から、同大学において、本年度から能研テストを入学試験に採用した経緯および結果について詳細な説明があった。

さらに、現在二期校の大学の学長より、二期校であるがための苦心が説明された。

(3) 第3常置委員会 井上委員長

学生の就職対策について、7月13日関東地区就職対策協議会が開かれ、政府、大学、企業者で話し合いを行なったが、結論にはいたらなかった。一方、7大学の法・経・商学部長会議で就職のための説明会は7月中旬から行ない、8月から推薦することを申し合わせており、来年も今年と同じ方針で行なうようであるので、これを全国立大学に及ぼすようになることが望ましい。

また文部省から、全国学生相談協会の一本化について、本協会として協力願いたい旨の申し入れがあったが、学生保健協会と一体として考える必要もあり、また学生のカウンセリングの範囲の問題等が解決していないので、これについては、積極的には動けない。そこで、さしあたり東京大学と京都大学の学生診療所長を専門委員にお願いして、この問題を検討したい。

学生運動の問題については、これを放置しえない状態にあるので前回総会でも話は出たが、このことは、各大学の教官にも周知してもらうことが

必要なので、改めて申し合わせを作り、公表する必要があるということになったので、文案ができたら各大学にお知らせして常務理事会にはかり、2月に予定されている臨時総会で決定を願い、公表したい。

(4) 第4常置委員会 遠城寺委員長

保健管理センターの設立に努力する。文部省では、本年度はとりあえず、大・中・小（教官数による）に分け、それぞれ三つずつ9大学に設けた意向なので、大蔵省予算査定の際は出来るだけ実現するよう努力したい。また、保健管理センターの管理・事業内容についても検討している。

学生の健康管理については、病気の早期発見ができるようになったが、その病気の者の処置に困っている。そこで各大学の実状を調査したうえ、その方策を研究することとなった。

厚生施設（寮、食堂等）の管理については、学生に快適な環境を与えることも必要なので、この方面から検討したい。

(5) 第5常置委員会 篠原委員長

昨日報告した以外に、特に、報告することはない。

(6) 第6常置委員会 増田委員長

本日、午前中の委員会で、昨日報告した予算の10%留保の解除については、11月16日付で文部省から通知がきたが、それによると留保の一部が解除された。今回解除されたのは、10%留保されたもののうちの約5%であるが、種目によって異なるので、その削減率は各大学によって異なると思われる。

その他に一般教育担当教官と専門教育担当教官の待遇、講座制と学科目制等の制度にも格差があるが、根本的な問題であるので関連の各常置委員会で検討し、財政の関係については、本委員会に連絡してほしい。

事務系職員の日、宿直手当については、従来土曜日の日直と宿直は別人が行っていたが、今後は特別の場合の外は同一人が行なわなければならない。これを従来通りにして欲しいという要望が職員の間から出ている。これについては、事務局長会議で検討してもらいたい。

自然科学系専攻の助手、講師、助教授の待遇改善の問題が出されているが、これについては関係資料をとりまとめる予定である。

欠員不補充の問題は、教官については一応解除されたが、事務系職員については厳格に行なわれており、これが長く続くことは大学の運営上重大な危機をもたらすこととなるので、これの解除方を行政管理庁、大蔵省等に対して申し入れたい旨が述べられ、その文案および提出については第6常置委員会に一任された。

(7) 第7常置委員会 高坂委員長

一昨日委員会を開いた結果、教員養成関係で特に従来の学芸学部、学芸大学の名称を教育学部、教育大学に改める方向にもっていきたい。これは従来の名称が教員養成を目的としているにもかかわらず、大蔵省等にその内容が理解されにくい名称であり、好ましくないので各大学で検討してほしいということである。

また、一般教育の内容・組織、教育学部と文理学部との関係、大学院の問題等があるが、それぞれ関係の委員会とも連絡をとりながら検討していきたい。

(8) 新設大学拡充特別委員会 長谷川委員（藤岡委員長に代って）

旧設大学と新設大学の格差について検討してきたが、その差が大きい。また、旧設大学間、新設大学相互間にも相当の開きがあり、早急には是正することは困難と思われるので、実効を期待できる点から着手したい。その具体的な問題点は、講座

制と学科目制との教官の定員について、大学院課程の新設について、講座制と学科目制の研究費の差について、研究旅費の格差について、施設費および必要坪数算出の基準についてである。配布した資料につき意見があればお知らせ願いたい。

(9) その他

1. 議長から、第2常置委員会から提案のあった一・二期校に対するアンケートを送付すること。第3常置委員会から提案の学生運動についての申し合わせを行なうこと。第6常置委員会から提案の事務系職員の欠員不補充に対する申し入れを行なうこと、および新設大学拡充特別委員会提案の意見書を文書で提出することの4点について諮られ、いずれも了承された。

2. 本協会創立15周年記念式典について

鶴田事務局長から、明27日に予定されている本協会事務所の竣工式と創立15周年記念式典の時間等について説明があった。

(6) 第3回事務連絡会議

議事要録

日 時 昭和40年11月29日(月)午前10時

場 所 東京大学附属図書館大集会室

出席者 各国立大学事務局長

1. 会長挨拶

大河内会長から、さる25、26の両日にわたり国立大学協会第35回総会が開かれ、多数の議事が審議された。その大略は次のとおりである。

(1) 科学技術基本法案(未定稿)については、予想以上に事態が緊迫したので、とりあえず27日の午後、科学技術行政特別委員会を開いて、さしあたり当協会としての意見のあらましを文書にまとめた。その内容は、大学の自主的な研究が政府の意向により規制されるようになること

は困るという趣旨のもので、委員長の大山東京工業大学長とともに、今明日中に関係方面に提出する。

(2) 大学設置基準のとりまとめについては、今回の総会には間に合わなかったので、2月上旬の臨時総会で検討することとなった。

(3) 大学運営協議会でとりまとめている「大学の管理運営に関する意見(案)」については、膨大なものとなったため、今回の総会に間に合わなかったので、2月の臨時総会に付議し、その後各大学の意見を伺うこととして、現在運営協議会で結論を急いでいる。

(4) 各常置委員会、特別委員会で種々の問題を検討したが、第6常置委員会では、教官のみならず広く事務系職員の待遇改善等についても検討することとなったので、意見がまとまれば、そのつど発表するようにしたい。

(5) 予算の10%留保については、かねてからその解除方について関係方面に要望してきた。充分とはいえぬが、その効果はあった。

(6) 本協会は新しい事務所もでき、近く移転するが、将来は徐々に独立の組織にしていきたい。

また、各地区の代表者は、地区の世話だけでなく、本協会の運営にも積極的に協力願いたい旨の挨拶があった。

ついで丁子主事から、会議資料および会議日程について説明があった。

2. 会務報告

鶴田事務局長から、次のとおり会務報告があった。

(1) 前回の総会およびそれ以後決定された要望書は、それぞれ関係方面に要望した(会報第29号35頁、第30号57頁)。特に大学入学志願者急増対策については、予算編成の時期に合わせて10

月25日に再度要望した。一方、昭和41年度の国立学校予算について要望した際、国立大学の予算の10%留保は解除されるよう大蔵当局に申し入れたが、最近約5%が解除された。

- (2) 卒業予定者の就職対策については、国としても対策を講じており、その一環として地区連絡協議会が設けられ、9月25日の理事会で各地区の地区連絡協議会の世話人校が決ったのでよろしくお願ひしたい（会報30号73頁）。
- (3) 科学技術基本法案（未定稿）については、事態が緊迫しているので、さる27日の科学技術行政特別委員会において、とりあえず大綱についての意見書を作成し、関係方面に提出することになったが、なお12月20日までの各大学の意見をまっ、それにより細部についての意見書を作成する予定であるから、期限までには必ず意見を提出されるようご配慮願ひたい。
- (4) 各常置委員会の担当事項は、従来必ずしも明確でなかったので、10月25日の常務理事会で検討し、今回の総会で承認された（20頁参照）。
- (5) 本協会の事務所が完成し、さる27日に竣工式が行なわれ、引き続いて当協会の創立15周年記念式典が催された。
- (6) 大学運営協議会は、昭和37年に当協会が発表した、中間報告に続いて大学の管理運営に関する意見の作成を急いでいるが、最終結論にはいたっていない。その主な内容は、①大学自治の本質 ②文部大臣の権限 ③人事 ④学内機関 ⑤教養課程 ⑥単科大学 ⑦大学院 ⑧附置研究所 ⑨財政および事務機構 ⑩国立大学協会の役割の10章から成っており、2月の臨時総会で案を発表し各大学の意見をきき、6月の総会で最終決定をすることになった。なおこの意見（案）は、膨大なものであり、実費で購入して頂くことになるので、各大学におかれては必要

部数を取りまとめ、12月15日までに連絡願ひたい。

- (7) 柚木前神戸大学長の急逝に対して、本協会から弔電を打った。
- (8) 各常置委員会、特別委員会の報告があった。その中で第2常置委員会は、一期校、二期校の区分に関し各大学の意向についてアンケートをとることになったのでご協力願ひたい。第6常置委員会で土曜日の日、宿直について、従来は別人が行なっていたが、今後は特別の場合以外は同一人が行なうようになった為、土曜日の日宿直料についてはその他の場合に比し不利になったので、この点事務局長会議で解決してほしいとの依頼があった。なお、同委員会では、事務系職員の欠員不補充について要望書（60頁参照）を出すことになった。
- (9) 本日配布した「一般教育特別委員会（国立大学協会）および一般教育部会（大学基準等研究協議会）の審議経過ならびに結果についての報告」は、大学設置基準の審議についての参考資料として小塚東京芸術大学長が作成されたものであるので、参考までにご一覽願ひたい。
- (10) 日本教育新聞社から、今回「大学通信」を発行するので、各大学で購入願ひたい旨の依頼があった。

3. 臨時事務連絡会議について

鶴田局長から、2月4日（金）、5日（土）に臨時に総会が開催されるが、その際、2月7日（月）に事務連絡会議を開催するか否かについて諮り、異議なく開催することが了承された。

4. 日、宿直の問題について

鶴田局長から、第6常置委員会から依頼された土曜日から日曜日にかけて同一人が日、宿直をすることについては、他の省庁ではすでに3年前から実施しているが、最近まで文部省関係は、特例

として扱われてきた。今回この特例の実施が出来なくなったが、文部省においても改めて検討されたい旨を述べ、種々意見の開陳があったのち、必要がある場合は在京の大学の事務局長で小委員会を作り、そこで検討することとなった。

5. 地区連絡代表者の決定について

鶴田局長から、会長から依頼のあった各地区代表者について、各地区で互選願いたい旨の披露があり、また、東京大学は事務その他について世話になるので、関東甲信越地区は特に2名とし、互選の結果、次のとおり決定した。

記

地 区	地区代表者
北海道, 東北	曾我 孝之 (東 北 大 学)
関東, 甲信越	鶴田酒造雄 (東 京 大 学)
同	原 敏夫 (東京工業大学)
中 部	松本忠太郎 (名 古 屋 大 学)
近 畿	横田 実 (京 都 大 学)
中国, 四 国	広瀬喜三郎 (岡 山 大 学)
九 州	泉 勇次郎 (九 州 大 学)

6. 科学技術基本法案(未定稿)に対する意見について

鶴田局長から、本配布した科学技術基本法案(未定稿)に対する意見(60頁参照)については改めて公文書として送らないので、お持ち帰りのうえ、学長にもご供願願いたい。なお、これは、一昨日特別委員会を開いて作成したもので、近く大河内会長と大山委員長が関係方面へ申し入れるものであり、詳細な意見は各大学の回答をまって改めて申し入れるものである旨を述べ、了承された。

7. 連絡事項

(1) 文部省人事課長

(イ) 給与法の一部改正については、11月24日の閣議決定を経て国会に提出されたが、今国会

での成立は無理な模様である。その内容は、教育関係者の初任給が比較的高率になっており、本年9月1日施行が明年1月1日施行かは解らないが、9月1日施行の線が強い。これに伴い諸手当の改正も行なうが、これは日割りを月割りに改める等手当制度の合理化を図るものである。特に看護婦の特殊勤務手当については、8月1日に遡及させたい。なお国会の審議経過は不明であるが、できるだけ年内に支給できるようにしたい。

(ロ) 欠員不補充についての措置は、一応来年の3月31日までであるが、その後の見通しについては不明である。しかし、たとえその措置が解除されても、別の方策が講じられようとする見方が一般的なもので、看護婦、検査技師等については、これを解除してほしい旨の申し入れをしているが、今日まで解決はしていない。したがって、これに関連して調査を依頼したので、よろしく願いたい。

(ハ) 職員の服務関係については、10月19日の閣議でも確認されたが、最近の職員組合の統一行動の傾向になっている特定内閣の批判は、人事院規則にも触れるので、お含み置き願いたい。一方、綱紀肅正の意味から、儀礼的な各省庁間の贈答、接待は厳に慎んでほしい。

(ニ) 中共渡航については、8月14日から所属長の承認があればできることとなった。これとは別に、最近の海外出張は、団体が多くなったが、その団体の中に学術研究とは関係のない人が入っていることもある、国家公務員の出張に関して国会の統一見解もあることなので、遺漏のないようご指導願いたい。

(2) 文部省会計課長

経費の節減について、各省間で申し合わせたので、不要の出版物等の購入については、自粛さ

りたい。

39年度は、火災が17件もあったので、これの防止については厳重に注意されたい。

盗難事故が殖えているが、事故のあった際の届出を励行されたい。

経費の適正化について、39年度は別途経理は1件もなかったが、このようなことは文部省関係だけなのでご注意願いたい。

最近、自動車の増加に伴い事故が多くなったので、じゅうぶん注意されたい。

予算の節減については、光熱、水料を除いて教官研究費が4.69%で済んだし、学生経費については3.5%にとどまった。また、病院収入を本年度は15億円予定しているが、それを下回りそうなので、元受の関係から収入を上げることに努力願いたい。

(3) 文部省木田審議官

大学の管理運営については、われわれの問題として積極的に改善の方向に進みたい。特に近時問題のあったいくつかの大学の例等を検討して、国大協のような組織を通じて結論に導いて貰いたい。また、それには、各大学においても広く外国の大学の管理運営の姿をもみながら、他方では地域社会の動きをみて、長期的観点から、検討していくことが望ましい。

(4) 文部省大学課長

(1) 大学設置基準の改訂については、大学基準等研究協議会の答申を受け、昭和42年度の新設大学から適用していきたい。大学院の基準については、再検討を初めているが、大学全体の統一的な研究に疑問も出ているので、じゅうぶん検討してもらつつもりであるが、昭和41年度の修士課程の設置は別の問題として解決したい。

(2) 入試制度については、各大学でも検討して

いるようだが、文部省内でも再検討の動きがあり、改善の方向に向っている。特に、昭和42年度以後は能研の問題、旧課程修了者の取扱い等を中心に検討する予定である。

(3) 大学の移転、統合については、最近各大学で問題が起っているが、できるだけ本省内の委員会に相談して、問題の解決に努めてほしい。

(5) 文部省学生課長

最近の学生運動の動きの概要について説明があった。

(6) 文部省庶務課長

大学設置審議会でも問題になったが、国立大学の教官が、公私立大学の職員を兼業し、または出向する場合は、あらかじめ本人の内諾をえているが、これが必ずしも履行されない場合もあり、問題を生じている。教官の兼業、出向については、事前に当人の承諾書をとることと学長承認の公印とが必要であるので、この問題の取り扱いについてはじゅうぶん注意されたい。

(7) 文部省計画課長

国立学校の施設整備費は、予算節約の対象外となった経緯もあるので、極力年度内に完工されたい。景気刺激対策として、本年度内に100億円を限度として国庫債務負担行為(契約)を行なうことが認められそうであるが、この歳出予算は全額、昭和41年度に計上すること。事務費については考慮されていないので、施設部課職員の負担が過重にならないよう配慮されたいこと、およびこの100億円は、昭和41年度実施予定分の内数であることに留意されたい。

その他各大学の施設部課職員が、業者との関係において間違いの起らないようにされたいこと。長期計画に関連して行なわれる統合、移転の計画で、機が熟さないと判断されるものにつ

いては急いで結論を出さず、慎重に扱われたいことおよび火災シーズンが到来したので、火災に対してはじゅうぶん注意されたい。

8. その他

(1) 文教協会の報告について

文教協会の進藤常務理事から、文教協会の現状及びレントゲンフィルム共同購入あっせんの中止とこれを伴う窮状について詳細な報告があり、将来のこともあるので検討することとなった。

(2) 虎の門会報告について

丸山、床井両虎の門会幹事から、名簿を作成したが、落丁、誤植があれば改めたいのでご連絡願いたい。また、退職者の記念品としてのネクタイピンは3,000円であるが、配布については在京の幹事に一任されたい旨の発言があり、了承された。

(7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和40年10月25日(月)午後3時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 城戸、藤岡、藤田、福田、石橋、柚木、中川、大島各委員

石津委員長が一身上の都合により委員長を辞任されたので、城戸委員を仮議長に推し、委員長の選出について諮られ、投票により選出することになった。投票の結果、石橋雅義金沢大学長が第1常置委員会委員長に決定した。

さらに、大学運営協議会の委員には常置委員会の委員長がなることになっているので、この点についても披露があった。

石橋新委員長主宰の下に議事に入った。

まず、議事に先だち丁子主事から、配付資料及びきたる11月9日に開催される大学設置基準特別委員会のこと等についての説明があった。

ついで、委員長から、大学設置基準改訂の問題については、第1常置委員会として関連があるので、必要があれば大学設置基準特別委員会とも合同して検討したい。また、これに関連して、大学院設置基準等の問題もあるが、差し当って、大学設置基準改訂の問題をさきに検討することにし、引き続き大学院設置基準等の問題を検討していきたい旨述べ、了承された。

(8) 第1常置委員会懇談会

要録

日時 昭和40年11月24日(水)午前10時

場所 東京大学事務局長室

出席者 石橋委員長

中川、城戸、樋口、藤岡、藤田、福田各委員

委員長より、本日は、会議ということではなく、大学院に関する一般的な問題について自由に発言し、懇談することにした旨が述べられ懇談に入った。

吉里大学課長から、目下文部省大学設置審議会大学基準分科会にて、審議中の「大学院設置基準(案)について」の審議状況について紹介があり、大学院の目的・性格、修士課程・博士課程相互の関係、大学院と学部との関連等について、かなりの論議があつて、その結論に至るまでには、なお、かなりの日時を要すると思われるが、大学院の姿をはっきりさせる時期に来ているのではないかと考えられる。この際、国立大学協会としても、大学院についての意見をまとめていただきたい旨の説明があつた。

続いて、各委員から大要以下の如き意見が述べられた。

「大学院設置基準(案)」について

文部省は、大筋の基準を示す必要はあるとしても、大学の自主的発展を阻害することのないように、きわめて一般的な基準にとどめるのが適当ではないか。大学院の専門課程を実際に設置し、その運営の実態にもとづきながら、「大学院設置基準」の内容を検討し改訂していけるようにして、設置基準の固定化をさけるべきではないか。大学院に関する将来計画を調査し、その見通しに立って「大学院設置基準」を立案すべきではないか。博士課程にあっては、単位制による履習はやめるべきではないか。大学院の組織を独立してその充実を図ることはよいが、所謂大学院大学の構想には問題がある。

その他

各大学の創意を生かした内容の織り込まれた大学院設置の構想があっても、当該大学が文部省に対し設置の交渉の努力を重ねるだけでなく、国立大学協会も側面からその設置の援助をするようにすべきである。文部省は、自然科学部門以外の分野の大学院修士課程設置に積極的であってほしい。

なお、上記の諸意見に関連して、来年度に設置がほぼ内定した「大学院文学研究科修士課程」の経緯について、また教員養成を主とする学部を基礎とした大学院と、教育学を主とする学部を基礎とした大学院との関係について種々意見が述べられ、さらに「新設大学拡充特別委員会」の総会への報告案についての紹介があった。

(9) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和40年11月26日(金)午前10時

場所 東京大学総長室

出席者 石橋委員長

城戸、本川、樋口、藤岡(代)浜中、大島、藤田、柚木(代)国歳、香川、柳本

各委員

大河内会長

石橋委員長主宰のもとに開会

委員長から、第1常置委員会で審議、検討してきた問題は、従来さまざまな事項を取り扱ってきたが、当面「大学院の問題」と「図書館の問題」の2つの事項を取り上げることになった。従って「大学院の問題」については、目下文部省で審議中の「大学院設置基準(案)について」を中心として文部省の審議と平行しながら検討を進め、文部省の成案が出来次第に、国立大学協会としてもその意見が出せるような仕組みで審議してゆくこととし、「図書館の問題」については、この常置委員会の審議状況をみて、図書館問題に関心のある方にも特に参加願うなどして、検討していきたい旨が述べられ、本日は、具体的な討議の課題を定めずに、大学院に関する全般的な問題について討議することとなった。

続いて、東北大学大学院の問題点(大学院大学に対する考え、学生増募の問題、学位の問題)について、本川委員から、東京大学における学部教育と大学院教育との比重について、大河内会長から、それぞれの実状にもとづく考えが紹介され、また修士課程教育の実状、修士課程終了者と社会の需要との関係について、各委員からそれぞれの関係大学の現況にもとづく説明がなされた。

次回から、さきに配付した文部省作成の「大学院設置基準に関する問題点について」を材料としながら、逐次大学院の問題点を審議していくこととなった。

(10) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和40年11月24日(水)午前10時

場所 東京大学大講堂経理部会議室

出席者 長谷川委員長、大政、谷川、中村、大

倉，皇，福田各委員
長谷川委員長主宰のもとに開会

委員長から、本日は、主に入学試験、特に1、2期校区分の問題、能研テストについてご意見をお伺いしたい。なお、関係者をお招きしてあるので、それぞれ説明を伺うことにしたい旨述べられ、了承された。

1. 能研テストについて、松本能研事務局長から、大要次の説明があった。

(1) 現在、大学2年次に在学しているものの追跡調査は、39大学に依頼してあるが、まだ回答は出揃っていない。また、本年度入学者の追跡調査は、91大学に依頼してあるが、これもまだ回答は出揃っていない。なお、これらの追跡調査が出揃い、結果を公表する段階に至れば、事前に本委員会にご相談する。

(2) 本年度に行なったテストについて、東京芸術大学が利用することになったので、検査場など特別に設けて実施した。なお、受検者への成績通知は、高校を通じて各自に知らされるが、その時期は、東京芸術大学志願者の分は、12月中旬頃、その他の者は、12月下旬頃となる予定である。

2. 1・2期校区分について、意見の交換が行なわれ、この区分は、歴史的にはもともと大学間の話し合いの形で行なわれており、数年前までは若干の入れ替えがあった。しかし、近年ではたしかに固定化されているので、この問題を国大協で審議することは結構かと思う。また、期日を1本化するというようなことは、国立大学受験の機会を2度与えるという従来からの配慮、特に近年における入学志願者過密の社会現象を考慮すると問題がある。なお、この解決を図るにはかなり難しい問題があるのではないかと意見があった。

3. その他調査書の取り扱い方等を含めてフリ

ートーキングを行ない、工業高専からの編入学の問題については、なお協力方を総会に諮ることに意見の一致をみた。

(11) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和40年11月26日(金)午前10時

場所 東京大学大講堂経理部会議室

出席者 長谷川委員長、大政、谷川、小川、中村、続、佐藤、大倉、皇、福田各委員

長谷川委員長主宰のもとに開会

24日に引き続き、入試問題についてフリートーキングを行ない、総会には本委員会の模様を報告し、特に1・2期校区分の問題については各大学の意向をきく必要があるので、アンケート方式により照会することの承認を得ることに意見の一致をみた。

(12) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和40年11月24日(水)午前9時30分

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 井上委員長、篠崎、三輪、横田、金子、市川、鈴木、田中各委員

長谷川専門委員

説明員 久保東大法学部長、文部省笠木学生課長

井上委員長主宰のもとに開会

1. 学生就職対策について

委員長から、さる10月26日東京都主催で開かれた関東地区学生就職対策促進協議会の協議内容と経過について詳細な報告があり、ついで、久保東大法学部長から国立9大学法、経、商、経営学部長会は、さる1月23日申し合わせを行ない、学生の就職斡旋に関して実効を期するために、各国立大学と求人側へ理解と協力を求めてきたが、4月以降行なわれた国立9大学の法、経、商、経営学部

学生の就職斡旋事務の結果について実情を把握するため調査を行なった結果、学生の回答によって「就職に関する調査票小集計表」（66頁参照）が作成された旨述べ、同集計表について詳細な説明がなされた。なお、国立9大学法、経、商、経営学部長会議は、学生の就職活動について、求人側の意向をつかむため、10月30日に調査を行なったので（67頁参照）、来年度は本年のルールを踏襲することになるが、この学生と求人側の調査結果を参考に斡旋実施の細目を決めることになる旨説明があり、各委員から種々意見が述べられたのち、来年度は9大学学部長会議の申し合わせを9大学にとらわれずに他の国立大学へも同調を求めようにしてほしい旨要望があった。

ついで、文部省笠木学生課長から就職斡旋の期日について全大学に対し一線を引くことは私立大学との調整で困難であるが、全国立大学だけでも一線でまとまることができれば今後の問題の整理ができることになる旨説明があり、また、昭和40年大学卒業予定者就職状況調査（第1回）集計結果について詳細な解説があった。

2. 学寮問題について

篠崎委員から、山形大学における学寮の経費負担区分問題の経緯について説明があり、これについて種々意見が述べられた。

3. 専門委員について

専門委員は、次の5人に決定した。なお、問題が生じた場合には、そのつど臨時専門委員を置くことが了承された。

長谷川 修 一（東大学生部長）

浅 川 淑 彦（広大学生部長）

沢 田 慶 輔（東大教授）

倉 石 精 一（京大教授）

西 尾 雅 七（京大学生部長）

(13) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和40年11月26日（木）午前10時

場 所 東京大学大講堂小会議室

出席者 井上委員長、篠崎、三輪、横田、金子、
齋藤、三浦、市川、田中各委員

1. 山形大学における学寮問題について

篠崎委員から、紛争解決にいたるまでの大学当局側のとった措置及び経過の実情について報告があり、ついで、各委員から学生問題等について種々な意見の交換があり、現在の学生問題について根本的に検討し、問題点を指摘することなどが了承された。

2. 学生相談協会の設立について

委員長から現在大学における国有財産の管理については、各教官に周知させる必要がある。前回の総会では本委員会立案の申し合わせ事項を発表するまでにはいたらなかった。しかし、この際、国立大学における国有財産の管理について、責任感を各国立大学の教官全体に周知徹底させるとともに、一般に発表することにしたらと思うので、本委員会としては、国有財産の管理問題について申し合わせ事項ともいふべきものを、きたる臨時総会に提案できるよう再検討したらいかがか諮られ、検討した結果、前回の申し合わせ事項に一部修正を加えた原案を作成し、全国国立大学あてにその原案の検討方を依頼してその結果をまとめたものをきたる臨時総会へ提出することが了承され、この旨を午後の総会へ提出することとなった。

(14) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和40年11月24日（水）午前10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 遠城寺委員長

佐藤、北本、岡田、関根、倉知、野村、

小谷, 水野, 長谷川, 和泉, 草場各委員
鶴田事務局長

遠城寺委員長の主宰のもとに開会

委員長から下記の議題について概略の趣旨説明があり, 特に学生の厚生に関する問題を中心に検討されたい旨述べられた。

1. 保健センターの設置について

本件については, 専任教官その他人員等の要求, 施設の整備拡充および文部省又は大蔵省に対しての概算要求の要望等に際して, 各大学の積極的な熱意による反映が必要である旨論議され, また保健センターの設置については, 文部省学生課の案を見た上で, 再度専門委員会にかけて検討することとして了承された。

2. 第4常置委員会の担当事項について

これについては, 常務理事会の原案に基づき討議された結果, 第4常置委員会担当事項は次のとおり決定された。

- (1) 学生の健康管理に関する事項
- (2) 学生の健康保険に関する事項
- (3) 学生の厚生施設に関する事項

なお, 鶴田事務局長から, 10月25日常務理事会決定原案の説明があり, 学生の健康管理に関する問題として, 学生の治療の経費及び貧困学生の治療費について意見があった旨補足説明された。

3. 専門委員の異動について

専門委員については, 次のとおり委嘱する旨了承された。

専門委員

東京大学学生保健診療所長	村尾 誠
京都大学保健診療所長	宮田 尚之
九州大学教授	池田 数好
茨城大学教授	小倉 学

なお, 審議内容に応じて専門委員を追加することが了承された。

(15) 第3及び第4常置委員会

合同会議議事要録

日時 昭和40年11月24日(水) 午前11時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 井上第3常置委員会委員長, 遠城寺第4常置委員会委員長

篠崎, 三輪, 横田, 金子, 市川, 鈴木, 田中, 佐藤, 北本, 岡田, 関根, 和泉各委員

長谷川(東大), 村尾(東大), 宮田(京大)各専門委員

1. 学生相談協会設立について

井上委員長から, 現在, 学生相談協会の設立については, 総会へ要望する段階にいたっていないが, この問題についてご意見があれば伺いたい旨述べられ, 種々意見の表明があったのち, この問題は, 専門委員会において慎重に検討することが了承された。

2. 保健管理センターの設置について

文部省笠木学生課長から, 保健管理センターの設置については本年も概算要求を提出したが, その構想は9大学に大, 中, 小の規模のものを設置するもので, これに伴う定員要求も行なっている旨説明があり, ついで, 概算要求における保健管理センターの構想に関して, センターの教官の身分及び所属の問題, センターの施設設備の点, センターの性格としては管理的なものか, 診療的のものか, その他制度上の問題等について各委員から質疑応答があった後, 今後どのような構想にするべきか本委員会においても検討することになった。

(笠木学生課長退席)

3. 学寮の管理運営について

篠崎委員から学寮の管理運営に関して山形大学の実情について説明があったのち、学寮の管理運営に関する問題点及び各大学における学生自治活動の問題、東京大学の公表したパンフレットの「大学の自治と学生の自治」その他について、各委員から活発な質疑応答が行なわれ、今後引き続き検討を行なうことになった。

(16) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和40年10月20日(水) 午後1時30分
場所 東京大学大講堂小会議室
出席者 篠原委員長, 大坪, 小塚, 松平, 藤野,
渡辺, 妻木, 加来各委員

説明者 文部省岡野審議官

篠原委員長主宰のもとに開会、委員長より、各常置委員会の担当事項の再検討に当たり、第5常置委員会の今後の担当事項について検討したい旨を述べ、今日までの担当事項について説明の後、本日は議題の性質上文部省の岡野審議官にも現在の状況を知る意味で出席をお願いした旨を述べられた。ついで、大要次のような点について意見が交換された。

1. 国内大学間の連絡、教官の交流等について

国内大学間の交流については、具体的には東京所在の私立大学の大学院で互いに単位を認め合うことが現に行われていることが報告され、国立大学間では、互いに講師としてあるいは併任教官として講義を担当する途があり、現に大学間で実施しているが、僅か2日～3日の出張講義の場合でも、宿舎が不完全なために落ちついて教育が出来ないこと、まして長期間にわたる講義が必要な場合の一番の隘路は宿舎の不完全なことが指摘された。最近教職課程を修める学生が増加する傾向にあるが、その大学に担当教官のいない大学では免許状を取得するためには他の大学教官の教えを受

けることが必然的に要求される。この場合も、宿舎の不備不完全、旅費の僅少なことが最大の隘路となっていること、したがって宿舎の設置、旅費の増額を要望する必要があること、また特殊な科目などはその専門教官が全国的に担当し得るような方途が講ぜられないか等の意見が出された。これに関連して岡野審議官より学術振興会の流動研究員制度について紹介された。

2. 国外との交流について

外国大学との交流についても、受け入れ宿舎のないことが隘路であることが挙げられた、この点について本年度に京都大学および東京大学に宿舎(アパート式)の設置が認められたことが報告され、また学術振興会の奨励研究生制度および大平洋を中心として特定の事項について共同研究を行なう日米科学教育事業のあることについて、岡野審議官よりその内容について説明があり、外国の若い学者との交流の一端として活用されるよう紹介された。

3. 在外研究員について

在外研究員制度の拡充強化の必要が主張され、現在の0.6%を1.0%まで増員し、また在留期間も1年を2年に、3月を6月に延長すること、若い教官を、長期間在留させることなどが主張された。

4. 国際会議への参加について

国立大学教官の国際会議への出席旅費の増額についての要望が主張され、国外との学問の交流の一環としての検討の必要が説かれた。

5. その他、検討事項として次の諸事項が挙げられた。

(1) 図書館蔵書の相互利用並びにこれに関連して図書目録作成上の規格・方法の統一、欧文雑誌の総合目録の作成、大学紀要の規格化、プリントセンターの共同利用等の検討の必要が提案さ

れた。

- (2) 国交未回復国の大学との交流について
- (3) 客員教授について

(17) 第5 常置委員会議事要録

日 時 昭和40年11月24日（水）午前10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 篠原委員長

大坪, 小塚, 松平, 藤野, 三村, 渡辺,

五嶋, 赤木, 加来各委員

鶴田事務局長

篠原委員長の主宰のもとに開会

まず、丁子協会主事、要望書案（58頁参照）を読み上げた後、議題の審議に入る。

議 題

1. 大学間の協力

- (1) 併任および非常勤講師制度の活用について

併任教官および非常勤講師をして、より一層の教育効果をあげるためには、当該大学に数日間滞在する必要があるし、且つ教育活動に専念するためには、滞在に要する旅費の増額と宿泊施設の整備について、適切な措置を講ずる必要があることについての要望は、各委員とも承認し賛成した。

- (2) 学会、研究集会等の活用

各研究者の研究発表、および研究成果の交換は、大学間協力のため重要かつ不可欠の問題であるので、是非ともこれら研究者を学会、その他研究集会に出席させる必要があるにもかかわらず、教官研究旅費の実情は、一回の学会にさえ出席不可能なので、教官の学会、研究集会等の出席旅費の増額について格段の措置を講ずる必要があることについての要望は、各委員とも承認し賛成した。

2. 国際交流の強化

最近の学問の急速な進歩に対応するためには、国際交流の強化が緊要であり、その方策として

- 客員教授等受け入れ制度の確立
- 在外研究員制度の拡充
- 国際会議等の場における研究協力の強化
- 姉妹大学協定制度の確立

の如き措置を講ずる必要があることについての要望は、各委員とも承認し賛成した。

ついで、臼井留学生課長の出席を得て文部省奨学金留学生制度の概要について、また特に外国人留学生受け入れ上の問題点として概略下記事項について説明を聴いた。

記

- (1) 日本語教育の充実徹底

留学生教育の効果をあげるためには、大学入学前の日本語教育を充実強化する必要がある、昭和41年度においては「日本語教育センター」の設立を計画している。

- (2) 大学における教育補導体制の整備

留学生の留学目的を達成せしめるためには、大学の留学生受け入れ体制を整備する必要がある、このため留学生教育経費（特別指導費、見学指導旅費等）の増額、留学生専任補導官（アドバイザー）の設置等をはかることが肝要である。

- (3) 宿舍の増設

留学中の所期の勉学を円滑に促進するためには、適切な宿舍の確保が重要な要件であり、そのためには留学生特設宿舍を増設することが急務である。

(イ) 大学における留学生寮の設置

(ロ) 特に留学生の集中する主要都市に留学生宿舍の設置

- (4) 日本の教育・文化事情の紹介・普及

来日する留学生には、来日前に日本の教育・

文化事情等日本についての十分な認識と理解とを持たせるよう、積極的に紹介・普及する必要がある。このため、これら資料の作成、頒布を検討することが肝要である。

(5) 私費留学生対策の樹立

私費留学生に対する奨学対策は皆無に近い実情なので、緊急に私費留学生に対する援助対策を講ずる必要がある。すなわち、留学の意義および効果からいえば国費、私費の別はないからである。

とりあえず、昭和41年度において私費留学生に対する医療費補助を計画している。

次いで、以上の諸項目及びその他について各委員からそれぞれ意見が述べられた。

(18) 第5常置委員会記録

日時 昭和40年11月26日(金) 10時~12時

東京大学大講堂第2会議室

出席者 小塚、大坪、三村、渡辺(寧)、赤木、加来各委員

議題 「国際交流の強化について」

1. 客員教授等受け入れ制度の確立に関する具体策

(1) 客員教授のほかに、客員助教授、客員講師等の名称を与え得るよう考慮する必要があること。

(2) リサーチフェローについては、その処遇(手当の支給、相当する地位の授与等)は、教授会で決定できるようにすること。

(3) 客員教授、リサーチフェロー等の「責任」及び「施設の利用」等については、契約の際に取りきめること。

(4) 受け入れを容易にするため、地方大学に宿舍の整備を行なうこと。

(5) 傭外人教師の給与の改善をはかること。

(6) 京都、神戸、広島の大大学の「受け入れに関する規則」について研究し、参考とすること。
なお、文部省の見解では、客員教授として該当する範囲は、次の通りである。

傭外人教師

フルブライト委員会より派遣された者

ユネスコより派遣せられた者

文化交流による交換教授

姉妹大学より派遣せられた者

2. 姉妹大学協定制度の確立に関する具体策

北海道大学、慶応義塾大学等について、其の利害得失等につき調査の上、具体的方法を研究することとした。

(19) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年10月25日(月) 午前10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 増田委員長、柳瀬、服部、伊藤、四方、三輪、山岡、赤堀各委員
鶴田、錦織、上山、海野各専門委員

増田委員長主宰のもとに開会

開会に際し委員長から、新しく就任された三輪委員(滋賀大)、および宮崎(教育大)、原(東京工大)委員に代り、上山(埼玉大)、海野(群馬大)両専門委員が依頼された旨の紹介があり、また、本日の議題の国立学校施設整備に関し、会議に入る前、文部省の意見をきくため菅野計画課長、説田技術教育課長に出席を願った旨が述べられた。

1. 国立学校施設整備費にかんする要望について

委員長から、例年の要望形態としては、委員会に諮り、総会の承認を経て、関係方面に要望しているのが実状であるが、今年は、特に総会を待たないで早く提出した方がよいと思われるので、一

応事務当局において文案を作成した旨を述べ、次いで要望書（案）が読みあげられたのち、その要望項目について、(3)「教官当積算校費（教官研究費）の増額について」と(4)「学生当積算校費（学生経費）の増額について」は、例年どおりのかたちで要望しているので原案を可とし、(1)「国立学校施設整備費の増額について」と(2)「理工農学系学部の設備の充実について」を重点に審議することとし、これに関する本省見解について説明を聴くこととした。

——国立学校施設整備費の増額について——

菅野計画課長から、資料（国立大学の施設の現状と昭和41年度の整備計画について）につき、その内容の概要および昭和41年度国立学校施設整備概算要求の概要について説明、本省としても出来るだけ予算をとるよう努力している。今年の大蔵省の方針は、国の景気刺激対策として、公共事業費等関係予算を早期に決定する関係上、そのからみあいから見て、11月上旬頃には大詰に入ると思われる。

——理工農学系学部の設備の充実について——

説田技術教育課長から資料につき、その内容の概要を説明、当経費は科学技術部門の拡充を前提として、昭和41年度概算要求に今年始めてとり上げられたこと、当面、設備標準、設備台帳が整備され、それらの現況が明らかとなっている理、工、農、商船各学部について要求し、他の関係学部については、順次整備し、昭和42年度以降概算要求でとり上げることとした旨述べられた。

以上両氏の説明に関し、質疑応答があった。

（文部省菅野、説田両課長退席）

ついで、審議の結果、要望書（案）中、項目(2)「理工学系学部の設備の充実について」を「……の設備（学生実験・実習設備）の……」に、(4)「学生当積算校費（学生経費）」を「……(学生経

費)の増額について」に、また、前文および項目(2)の内容文に若干の字句を修正することとし、それぞれ異議なく承認された。

なお、要望書提出の緊急性にかんがみ、総会には事後承認を得ることとし、さしあたり大蔵省に10月末日までに提出することとし、政党関係等に対しては、新しい事項があれば、それを加えて、総会后提出することに決定された。

2. その他当委員会担当の当面の事項について

委員長から、会議のため、遠方から出席され折角の機会でもあり、当面の問題点について何かあれば検討願いたい旨発言があり、これについて、大要次のことに関し、質疑、応答ならびに意見が交わされた。

- (1) 東海ブロック行(ニ)対策委員会より、土曜日の宿日直手当減額についての「要望書（署名文）」が岐阜大を通じて、国大協宛提出されていることの報告があり、それが読み上げられた。
- (2) 国立大学の特別会計制度の問題点について、特別会計制度協議会において検討されているが第6常置委員会としても、それをとり上げて検討すべきではないか。
- (3) 他の委員を兼ねている場合、それらの会議が同時間にまたがっているのを、考慮されたい。
- (4) 要望内容について、今後必ずしも従来のそれにとらわれず、事前に充分検討して行なうことが必要である。

(20) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和40年11月26日（金）午前10時

場 所 東京大学事務局長室

出席者 増田委員長、山極、柳瀬、服部、大山、伊藤、四方、山岡、赤堀、前川、岩村各委員
鶴田専門委員

説明者 長崎東京大学庶務部長、篠沢東京大
学経理部長

増田委員長主宰のもとに開会

○国立学校予算に関する要望書等について

委員長から、前回の本委員会で決定された昭和41年度国立学校予算について(①国立学校施設整備費の増額、②理工農学系学部の設備充実、③教官当積算校費の増額、④学生当積算校費の増額)の要望書を10月25日に関係各省へ提出したこと。殊に大蔵当局には、その際、あわせて、今年度予算の一律10パーセント相当額節減の件についても口頭で要望したところ、話が非常に進展し、このたび一部の予算科目について節減措置が解除乃至緩和されたこと等の経過報告があった後、篠沢東京大学経理部長から、去る11月16日付通達のあった東京大学における予算節減の一部解除の内容について詳細な説明があった。

続いて、一般教育担当教官の待遇改善策に関して、これは主として教官の給与の問題であるが、教官研究費について、講座制の大学と科目制の大学との格差が非常に大きい点、また、講座制にあっては、その大部分が大学院学生経費に充てられている実情等について、各委員より種々意見の開陳があり、この問題は大学設置基準特別委員会の方とも関連があるので、そちらの方で具体的な案ができれば一諸に検討していくことに了承された。

○国立大学における欠員不補充の問題について

先ず、長崎東京大学庶務部長から「欠員不補充に関する資料」により、その後の経過ならびに現況について詳細な説明があった後、審議の結果、問題の重大かつ緊急性にかんがみ、当面の問題として、国立学校の特殊性を考慮し、欠員不補充対象外職員の範囲の拡大、不補充により生じた欠員に係る予算上の措置等についての要望書を関係各省へ提出すべく、本日午後の総会で、本件を第6

常置委員会に一任されるよう諮った上、来る12月7日に委員会を開催して、その内容を検討することに決定された。なお要望書の提出時期については、当日委員会終了後、ただちに作成の上、持参することとし、原案は、長崎東京大学庶務部長にお願いすることに、それぞれ承認された。

○その他

委員長から、今般、国立大学協会宛に下記の要望書が提出されたことの報告があり、ついで、各要望書が読みあげられたのち、それぞれの内容について検討の結果、

(1)については、事務局長より文部省に交渉し、具体的に検討の上、善処することになった。

(2)については、本委員会として、将来における給与問題の取り扱い上の参考資料とすることに了承された。

記

(1) 要望書(土曜日の宿日直手当の減額について「署名書付」)=東海ブロック行(ニ)対策委員会

(2) 要望書(全般的事項)=日教組大学部・東京地区大学教職員組合

(21) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和40年11月24日(水)午後6時~7時
50分

場 所 東京大学大講堂小会議室

出席者 高坂委員長

渡辺、二方、垣下、小木曾、武居、稲荷山、近藤、久保、玖村各委員

高坂委員長主宰の下に開会

開会にあたって、委員長から教員養成関係学部(大学)の整備充実についての問題点を取りあげて検討したい旨の発言があり、次のとおりこれに関する報告があり、また意見の交換がなされた。

1. 教員養成関係学部(大学)の整備充実に関

する諸問題については、日本教育大学協会においても検討中である。

2. 教員養成関係学部（大学）の整備充実の根本をなすものは「教員養成のための教育課程の基準」であるが、これについては昨年6月、教育職員養成審議会から中間報告が出され、教育大学協会その他の意見を参考にしてかなりの修正が行われた上、本年7月最終案が纏まり、文部大臣あての建議という形で提出された。文部省ではこの建議をうけて、現在、いくつかのことを進めつつある。

3. 第一は、教育学部及び学芸学部の整備充実の具体化である。まず教育学部について言えば、教育学部の5教科の教員組織については充分でないところもあり、文理学部の援助を受けているのが現状である。教員を養成していくためには5教科については自力で運営をする必要がある。しかしそれについては文理学部の改組をおこなう必要の存する大学もある。次に学芸学部については、高校教員の養成も行なえるようにしたいという意向がある。

4. 第二は、その根拠となる教育学関係学部の設置基準の制定である。それについては目下大学設置審議会で作業中であるが、従来の課程制でなく学科制を基礎とすることになるであろう。しかし、課程制を完全に無視するのではなく幼稚園、養護教諭等の養成は課程制にする考えである。現在教育学と教育心理学を独立の学科とするか、共通学科目とするかについて論議もあるのでご意見を承りたい。また、学部の基準ができた後大学院の基準も作成する予定である。

この設置基準の問題については、新制度の大学発足当初、それぞれの大学において一般教育科目設置等の見地から文理学部と学芸学部の教員組織等を編成した事情があり、かならずしも画一的で

ない。また、一般教育をおこなうには、学芸学部より文理学部の方が完全であり、学芸学部の体質改善ということで学部のみ取扱うのは学内紛争を捲起す因となる。従ってこれを順調にすすめるには教養部・文理学部との関連を見ながら取運ぶ必要があるであろう、そのため文理学部長の意見も聴取する必要があるとの提案があり、国大協としては内容的に第1および第2常置委員会とも関連するので必要があれば、委員長からそれぞれの常置委員会と連絡することとなった。

教育学科および教育心理学科を共通学科とするか否かについては、独立学科とすべきで専攻学生の教員免許状の問題は免許法的に何等かの資格を考える必要があるとの意見が出された。

5. また整備充実の問題と関係し、学芸学部という名称が、教員養成という目的に照らし、性格が不明瞭であるので、教育学部という名称に改めたらどうかという点については、多くの委員は賛成であったが、その実施については、今のところ、それぞれの大学、学部の意向にまかすべきだということになった。

6. 教員養成系の大学、学部に大学院修士コースを置くことについては、積極的に努力すべきだという意見に一致した。

7. 終りに、教職員免許法の改正の問題があるが、それについては、授与権者の問題、短期大学卒業者の資格問題等検討中であり、結論を得れば来る通常国会に上程される予定である旨報告があった。

(22) 科学技術行政及び第1 常置委員会合同会議議事 要録

日 時 昭和40年10月25日（月）午後1時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大山科学技術行政特別委員会委員長

中川, 城戸, 藤岡, 大島, 藤田, 石橋,

福田, 柚木, 奥田, 杉野目, 長谷川, 三

村, 渡辺, 篠原, 赤堀各委員

西脇, 森川, 各専門委員, 雄川教授

大山科学技術行政特別委員長主宰のもとに開会

科学技術基本法(案)について

大山委員長から, 新聞報道によると科学技術会議で11月頃には, 標記法案を内閣総理大臣に答申し, 内閣ではこれを次の国会に提出するとのことであり, 国大協でもこれに対する考え方を固める必要があるので, ご検討願いたい旨述べ, 雄川教授及び森川専門委員から, 次のような説明があった。

上記法案とさきの臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に関する意見」とは, 直接の関係はない。上記法案は, 学術会議の基礎科学の育成を目的とした構想と衆議院の科学技術振興対策特別委員会の科学技術振興の構想の調整のうえにできたものである。さきの衆議院の科学技術基本法の構想は, 非常に具体的で運営委員会まで規定し, 附置研究所にもふれ, しかも人文社会科学は法の対象になっていなかったが, 今回の標記法案は, 人文社会科学をも含め, 科学技術の全分野につき, 調和のとれた発展, 基盤の育成を期すということで科学技術に関する基本を定めているもので, 具体的な細目にはふれていない。また科学及び技術の用語の使用が統一されてはいないが, その使用の仕方によって考え方を区別しており, さらに現行の科学技術会議とは別個の形の科学技術会議を考えている。

以上の説明について, 科学技術会議の構成及びその事務局のあり方, 学問研究の自律性, 研究者の職務, 科学技術の基盤, 科学と技術の区別等に

ついて質疑応答が交わされた後, 各委員から次のような意見があった。

- (1) 学者の総意が科学技術の長期計画を決めていく体制が必要である。
- (2) 基本は賛成だが抽象的すぎ, どんな実効があるか, 疑問であり, 細則を固める点が大事である。
- (3) 人文社会科学まで含んでいるので, とくに法の運営について考える必要がある。
- (4) 研究者の育成に関連し科学技術における大学の位置づけや研究に関する基本的形態を考える必要がある。
- (5) この法案によって大学の研究がどのようなコントロールを受けるか検討の必要がある。

以上のうち, 大山委員長から, 時期的な関係もあるので, 今後の扱い方としては, 次の常務理事会に報告し, 専門委員に, 今日出された問題点を整理願ひ, 次回にこれらの点につき検討願ひ, 国大協としての態度を決め, 関係方面へ伝えたい旨述べ, 了承された。

(23) 科学技術行政及び第1 常置委員会合同会議議事 要録

日 時 昭和40年11月9日(木)午後3時30分

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大山, 石橋各委員長

中川, 藤岡, 大島, 藤田, 福田, 奥田,

長谷川, 三輪, 渡辺, 赤堀各委員

西脇, 森川, 雄川各専門委員

大山委員長主宰のもとに開会

科学技術基本法案について

大山委員長から, 前回の合同会議で出された科学技術基本法案(以下「法案」という)の問題点

について検討したい、また、この問題は12月20日までに各大学の正式の意見を求めるよう手続きしているが、その前に本委員会として検討してみたい旨述べ、森川専門委員から、前回合同会議で出された問題点につき説明があったのち、審議に入った。

その要旨は、次のとおりである。

- (1) この法案検討の態度として、①大学の研究、教育への影響、②第7条の長期計画の内容、③人文社会科学が受ける影響について特に検討することが必要である。
- (2) 学術会議には、現在の法案の条文には、学者の意見が入っているが、法案の最終立案段階で改変されるのではないかと懸念を持ち、法案に否定的態度をとっている者もあり、また、この法案を通すのはよいとしても、第7条第3項の学術会議の意見聴取に関連して学術会議法が修正されるのは困ると考えている者もいる。
- (3) 諸々の学問は純粋科学と技術科学に分類することができるが、この法案ではそれらを混同している傾向があり、科学技術とは学術全般をさすとも受けとれるので、その点明らかにすることが望ましい。
- (4) 人文社会科学が法案の対象となっている点については、自然科学及び人文社会科学の均一な発展を期する意味から、人文社会科学もこの法案の対象とされるべきであるとの考え方もあるが、人文社会科学のほうが、官僚統制の影響は強いし、過去においての例があったので、その点検討を要する。
- (5) 第7条第2項第1号のうち、科学の発展の基盤育成については学術会議の意見を徴することになっているが、第7条第2項第2号の計画研究促進のための長期計画については、学術会議の意見聴取が義務づけられていないので、この

点意見聴取の範囲が限定的であり、政府が専制的に長期計画を定めぬようにしている点が問題である。また、第7条第2項第1号の基盤育成には研究のテーマ自体は直接入っていないのでその点から研究の自律性は侵されるおそれはない、しかし、第2号の計画研究促進のための長期計画は政府が科学技術会議の議を経て定めることになっており、その運営いかんによっては、計画研究のシステムに乗らないと研究費がなくなるおそれもあり、その点から自由な研究が制約される可能性もあるので、第7条第2項第2号の計画研究についても学者の意見が反映される必要がある。いずれにしても、この法案では臨時行政調査会の答申のように、科学技術政策委員会のようなものを置くことは考えてなく、現在の行政組織を前提にしているが、それにしても科学技術会議の権限が強力であるので、科学技術会議の構成運営が最も大事な点であり、この構成を考えて、これに大学人が参加し、学者の意見が反映するようにすることが必要である。

- (6) この法案は学者の意見を学術会議を通じて聞くという考えのようであるが、学術会議が学者の意見を必ずしも反映する組織になっていないとの意見もあるので、学術会議等の組織についても検討されることが望ましい。
- (7) 科学技術会議に対し、文部省の力が弱いと研究統制のおそれが出てくる。その点から大学の自治をわりあい尊重しながら学術行政を行なう機構が強化されるべきであり、一方、科学技術会議の事務局のあり方が問題である。
- (8) 第11条で研究施設の共同利用にふれているが大学の規模や大学の自治と共同利用との関係もあり、大学附置の共同利用研究所は限界にきている面もあるので、大学附置でなく国立の研究

所を作ることも考えられるべきであり検討を要する。

以上ののち大山委員長から、この問題は今度の総会で問題となると思う、本日出された意見は、専門委員におまとめ願うことにし、正式には12月20日以後各国立大学から出されたこの問題に対する意見をまとめて国大協としての意見を出すつもりである旨述べ、了承された。

(24) 科学技術基本法案(未定稿)に関する懇談会要録

日時 昭和40年11月26日(金)午後4時

場所 東京大学附属図書館小会議室

出席者 大山委員長

大河内、長谷川、藤岡、福田、石橋、赤堀各委員

鶴田事務局長

文部省側 杉江大学学術局長、岡野、村山各審議官、須田学術課長

大山委員長の挨拶により開会

岡野審議官から、この科学技術基本法案(未定稿)の立案されたいきさつについて説明があったのち、杉江局長から、科学技術会議が12月1日に答申することになりそうであり、そのため科学技術会議では、科学技術庁、日本学術会議、学識経験者等の関係者とで、その答申についての打ち合わせをすることになった。それには文部省の関係者が入っていないが、文部省としてもこの法案については、強く要望する必要がある。

また、国立大学協会としても同法案(未定稿)に対して意見を出される由を伺っているが、答申が12月1日ということになれば、緊急に意見を出された方がいいと思う旨を述べ、さらに次のような説明があった。

1. 科学技術会議第1分科会で出された意見には、科学技術会議(仮称)の組織等については、別に法律で定めることとされているが、しかし、同会議(仮称)は、科学技術基本法に基づく長期計画を策定し、これを推進する機関であるので、科学技術基本法と密接不離の関係にある。

したがって、本法案(未定稿)を法制化するのであれば、同会議(仮称)の組織に関する法律案についても本法案(未定稿)と並行して具体案を作成し、同会議の組織権限等を十分審議し、両者を同時に法制化すべきではないかと思う。

また、科学技術会議(仮称)の事務局についても既存の機構とは別に、独立のものを設けるべきである。

2. 基本計画については、第7条第2項第1号の研究基盤の確立のための長期的計画と、同第2号の計画研究の推進のための長期的計画等の概念が必ずしも明確でなく、場合によってはいろいろに解されるおそれがあるので、その範囲・区分等を明確にする必要がある。これを明確にしないままにとおしてしまうと、大学の予算に関することもすべて科学技術会議の議を経ることになるのではないかと懸念される。したがって、国大協におかれても、この点について検討される必要があるように思う。

3. 実施計画については、これは年次計画と改められているが、この年次計画の作成及びその内容・範囲等についても、必ずしも明確ではないので、それらについても具体的に検討する必要があると思う。それは基本計画に盛り込まれる事項の内容・範囲等と年次計画との関連、また年次計画と予算との関連、さらには年次計画と第6条にいう年次報告との関連等との問題を明瞭にしておく必要があるからである。

4. この基本法案の条文の修正については、前

文中「科学及び技術」、また条文中「科学技術」という用語がでてくるが、「科学技術」という概念は、従来いろいろに解されているので、この際明確にすべきである。したがって、一つの案として本文中にある「科学技術」を「科学及び技術」にし、(以下「科学技術」という)に改めるべきではないかと思う。

また、「科学技術の水準向上」という表現がでてくるが、これも「科学技術の進展」に改めるべきではなかろうか。なぜなら従来水準の向上という表現をつかう場合には、平均的なレベルアップを意味すると解される場合が多いので、第9条を勘案するというならば「科学技術の進展」という表現に改めることが適当のように考えられる。

特に重要な問題としては、基本計画のうちで研究基盤の育成のための長期的計画は、各行政庁関係の研究で国の要請による技術研究であるということである。

したがって、科学技術庁で実施している観測ロケット研究等は、当然計画研究に入るものと理解していたが、これが研究基盤の中に入るということであるので、この両者の解釈が必ずしも明確ではなく、慎重に検討する必要がある。

以上のような説明があったのち、大山委員長から、さる10月25日、11月9日の両日科学技術行政特別委員会と第1常置委員会との合同会議を開催し、慎重に検討したが、まだ意見をまとめられる段階には至っていない。

しかし、早急に意見をまとめたいと考えている旨述べ、各委員から質疑応答が行なわれたのち、そういう差し迫った事情であるならば、本日直ちに科学技術基本法案(未定稿)に関する科学技術会議の第1部会基本法分科会主査等によって、明日(11月27日)に臨時総会を開き、国大協としての方針を決めることにしたい旨

述べ、了承された。

(注) 委員会閉会后会長、両副会長及び大山委員長ほか委員が科学技術庁において、科学技術会議第1部会基本法分科会茅主査、石井東大教授、篠原科学技術会議議員、科学技術庁梅沢計画局長等と法案(未定稿)について面談し、懇談した。

(25) 科学技術行政特別委員会 議事要録

日時 昭和40年11月27日(土)午後2時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大山委員長

大河内、杉野目、藤岡、石橋、篠原、赤堀各委員

雄川、森川各専門委員

文部省側 杉江局長、岡野、村山各審議官
須田学術課長

大山委員長の挨拶のもとに開会

まず、大山委員長から、本日国立大学協会15周年記念祝賀パーティーの後各国立大学の学長、事務局長にお集りを願い、昨日(11月26日)科学技術基本法案(未定稿)に関する科学技術会議第1部会基本法分科会主査等に会って得た結果を説明し、この取り扱いについて諮り、科学技術行政特別委員会で慎重に検討し、国大協としての意見をまとめること及び関係方面にこれを提出することについて一任された旨報告があった。

つづいて、大学としての大きな問題は、第7条の基本計画の中に盛り込むべき事項であるが、その内容は、次のようなものであるといわれている。

同第2項第1号には、①人当研究費、教官研究費、旅費基準額等研究が経常的に行なわれるに必要な経費、②既存の研究施設・設備の整備、研究

部門、講座等の拡充・新設に必要な経費，③研究機関、共同利用施設の設備・新設備等に必要な経費，④その他研究基盤の育成に必要なものを内容とする。

以上のようなものが，それぞれ科学技術会議の議を経なければならぬことになる，大学の自治にも触れることになり，さらには大学の研究にも重大なる影響を与えることになるのではないかと懸念される。

したがって，本委員会としても慎重に検討し，意見をまとめたいて考えている旨が述べられた。

ついで，文部省関係者が出席し，各委員との間に大要次の通りの質疑応答が行なわれた。

- 基本計画で研究基盤の育成とは，どこまでの領域であるか。
- 計画研究には，科学技術庁で行なっている観測ロケットの研究は，国の要請に応じた技術研究であるから当然入るものと思っていたが，この研究は，研究基盤の育成の方に入るとのことであるが，もし，そうとすれば，研究基盤と計画研究両者の解釈が不明確である。この点を明確にすべきではないか。
- 研究基盤の育成と計画研究の促進の内容・区別を，日本学術会議できめてもらうことはどうか。
- 研究基盤及び計画研究という新しい用語を使っているので，この程度では，内容・範囲等が明確でないで，国大協でははっきり解釈をつけることはどうか。
- 科学技術会議の事務局は，新しく独立したものとすべきである。
- 基本計画の策定にあたっては，大学の自主的立場を尊重するというを了解事項として加えることはどうか。
- 基本計画の中には，主として教育にかかわる

面については含ますべきでない。

- 研究基盤の育成を次のように解釈してはどうか。
 - (イ) 研究の育成のために必要な一般的基礎的環境ならびにそれらの条件を整備すること。
 - (ロ) 計画的に行なわれる研究の育成のための長期的研究。
- 日本学術会議に意見を徴すべき事項等については，国大協としても慎重に検討する必要があるのではこの際は留保してはどうか等。引続いて議事を再開（文部省関係者退席）し，本委員会の意見を下記のようにまとめることにした。

記

1. 科学技術基本法案（未定稿）の第7条の基本計画の策定について

基本計画の策定にあたっては，大学の自主的立場を規制する趣旨のものではないものと了解する。

特に，計画研究を促進するための長期計画の策定にあたって，大学にかかる事項については，その自主性を尊重すべきである。

2. 第7条第2項及び同項第1号について

基本計画については，その大綱を定めることとされているが，この基本計画には，主として教育にかかる事項は含むべきではない。

次に研究基盤の育成とは，下記のとおりに解する。

- (イ) 研究の育成のために必要な一般的基礎的環境ならびに条件の整備
- (ロ) 年次計画的に行なわれる重要基礎研究のための長期計画

3. 同第3項の後段について

日本学術会議に意見を徴すべき事項およびその範囲については，なお慎重に検討を行なう必要があるのでは，これに対する意見は留保する。

4. 科学技術会議（仮称）の事務組織について
科学技術会議の事務機構については、その任務の重要性にかんがみ、既存の体制とは別個に独立して設けるべきである。

ついで、大山委員長から、緊急な事態であるので、国大協としては差し当り、この意見を会長名で科学技術会議議長あて申し述べることにし、その他留保した点等の詳細については、各大学の意見をまとめて、なお慎重に検討したい旨述べ、了承された。

(26) 大学設置基準特別委員会 議事要旨

日 時 昭和40年11月9日（火）

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 小塚委員長、杉野目、高坂、伊藤、渡辺、四方、大倉、赤木、皇各委員
安藤、成川各専門委員

小塚委員長から、大学の基準全般については特に原則論、単位制度、大学設置基準をどこまで決めるのか等が問題となることと思うので、ご意見を伺いたい旨挨拶があり、議事に入る。

1. 原則論について

新設する大学に関しては細かく決めないと困るが、既設の大学の運営・教育等については大綱にとどめるべきである。省令できめるべき妥当な範囲はどこまでか、研究・教育に直接関係する点まで法令できめると却って運営でうまくやることが出来なくなる。また、単位制度が問題となろう。単位計算で多種多様な大学を一率にきめることには無理がある。また、経過措置をはっきりきめぬと既設大学はどうなるのかわからぬ。

2. 授業科目について

系列ごと、専門分野によって異ってもよいが、

現行よりも大綱にとどめたいという線であり、改正した方が大学の自主性にまかしてあるから、好ましい。一般教育科目の開設科目は、一般教育基準要項を新たに作って各分野の開設科目や単位数を示すことも出来るが、それが必要かどうかとの意見があった。

3. 教員組織の問題について

弾力性を持たせもっと定員を増せという意見が大多数であるが、この表は24単位を基準にした最低のものであると思われる。これは単位数をどうするかが根本問題である。しかし、単位の計算方法を変えても学生の負担は大きくなるが、教員の負担は変わらないということもあるので、基礎となるファクターを検討する必要がある。

4. 助手の問題等について

助手を必置することにしたという要望は当然である。また一般教育の担当には老練な教官を希望している、そのためには、待遇、研究費、在外研究費等の面で不足している点を充実する必要がある。なお、教育だけで研究について配慮されていない感がある。

5. 基礎教育と一般教育の関連について

性格としてファンダメンタル・サブジェクトにかぎったが、現在のところ一方にかぎらないと無理である。広い意味の人間形成の基礎なのか、専門の分野ごとの基礎なのか、どちらにもやれるようになっているが、幅の広い方でやって運用で狭義の意味にし、運用出来るとする。また、総会での報告としては大部分の大学がA案となっているが、若干の大学ではB案支持も出ていることを何らかの形で報告することになり、両案の数および経過報告を総会にかけることとしたい。

6. 単位の換算方法の問題について

内容を詳細に規定することは問題であり、基準でそこまで決めるかどうかを検討する必要がある

が、基準要項で示す位が適当ではなかろうか、また学部学科の大きさ、学科目・講座の区別の撤廃等組織編成についても意見の交換があったが、第一常置委員会で検討すべき問題でもあるので、専門委員会がまとめて事前に案を第一常置委員会に手渡すこととなった。

なお、今回は11月24日、1時30分から引続いて検討することとした。

(27) 大学設置基準特別委員会 議事要録

日時 昭和40年11月24日（水）午後1時30分
場所 東京大学大講堂第1会議室
出席者 小塚委員長、樋口、谷川、井上、伊藤、
三村、渡辺、四方、大倉、赤木、皇各委員
安藤、成川各専門委員

小塚委員長主宰のもとに開会

委員長から「大学設置基準の改善等について」に対し当協会が各国立大学へその意見を照会のところ、73大学から回答が寄せられ、内特に意見のない11大学を除く62大学から意見および要望が出された。

これを専門委員会でとりまとめ願って、要望書（案）を作成したのである。総論は主に20の大学（内2は学部の意見）から出されたものをまとめた。

なお、改善案は学生の勉強ならびに自学自修を阻害するおそれがあること、新たに大学を設置するさい基準は必要であるが、特に既設大学の教育内容について細部を規定することはどうかとの意見が多数あり、また、学部と大学院の関係について考慮されていないとの指摘等が各大学からあった旨報告された。

つぎに、安藤専門委員から、前回の委員会および各大学の意見を専門委員会がとりまとめたところ、そのうち大学設置基準は大綱にとどめるべきであるとの意見についていえば、現行基準にも詳細な定めがあるが、これは新制大学発足のさいは必要であった。しかしながら現在新制大学制度が定着した今日においては大綱にとどめ、新設の審査認可基準等のほかは施設、設備に限定して規定すべきであるということである。具体的意見の大前提としては総論をしぼると各々の内容については必要ではないことになるが、一応これを述べた。しかし、これは法令化を了承するものではない。

なお、同基準が最低基準か最高の目標を示すかについての問題および改善要綱を実施の場合に施設、設備の充実を要求すべきであるか、どうかにつき検討の余地がある旨説明があった。

つづいて各委員から、①基準は大綱にとどめるべきであるとの意見に対し、国立は問題ないとしても公私立大学には適当でないものもできる可能性があるので、この点を考える必要がある。②教育内容、教育方法の関連部分については法文化すべきではなく、大学の自主性に任すか、各学部設置要項によるべきである。③単位制度については、なお問題がある。④既設大学について基準は拘束すべきではない。⑤学生の自学自修については、なお実態を確認する必要がある。⑥一般教育三分野の取り扱いについては基準を別の方法により定める方がよい等の意見が出され、これらにつき質疑が行なわれた。また改善要綱の実施の見とおし等が話題となった。

最後に小塚委員長から本委員会の審議につき、総会に中間報告を行なうこととして、次回に、引き続き各委員からご意見を伺うこととしたい旨述べられ、了承された。今回は12月16日（木）10時より開催することとした。

(28) 新設大学拡充特別委員会

議事要録

日 時 昭和40年10月25日(月) 午前10時
場 所 東京大学大講堂小会議室
出席者 藤岡委員長, 服部, 長谷川, 石橋, 渡
辺, 赤木各委員

藤岡委員長主宰のもとに開会

初め文部省大学学術局井内庶務課長の出席を得て, 各種予算上またはその他のいわゆる格差取扱について事情説明を聞いたのち, 各委員の間で種々意見の交換が行われた。

その主な題目は次のとおりである。

1. 管理職手当につき図書館長, 教養部長の調整額が学部長より低いことは学内人事交流の妨げになる。
2. 学会出席旅費は研修の意味のものと思うので, これに区別のあるのは好ましくない。
3. ある程度区別を設けることが止むを得ないとすれば, その考え方は, 大学院をもつ大学と然らざる大学とに別けるのがよいか, また大学院をもつ大学についても, 修士課程のみの大学と修士, 博士の両課程をもつ大学とをどう考えるべきか。
4. 育英奨学費について, 修士課程の学生と博士課程の学生に対する考え方はどうあるべきか。
5. 学部等質論, その他建築単価, 坪数の基準や研究費における区別の問題, いわゆる格差の及ぼす影響力等。

最後に, 委員長より本日の討議の結果に基づいて案文を作り, これを各委員に送って更に意見をきくことにしたいと述べられた。

(29) 新設大学拡充特別委員会

議事要録

日 時 昭和40年11月24日(水) 午後12時30分
場 所 東京大学大講堂小会議室
出席者 藤岡委員長, 服部, 長谷川, 伊藤, 石
橋, 渡辺, 赤木各委員

藤岡委員長主宰のもとに開会

委員長から, 本委員会では, 旧設大学と新設大学との格差について検討をすすめてきたが, 前回委員会で審議をねがった問題点のうち, 比較的容易に手を付けられ, 実効を期待し得られそうな問題から着手することにし, これを総会へ報告したい旨説明があった。

ついで, 審議に入り, 大要次のような意見の表明があった。

- (1) 研究旅費の積算単価は, 格差を設けるべきではない。総会への報告事項として格差是正を明記した方がよい。
- (2) 文部省は研究旅費の引き上げには相当の予算を伴うので, 来年度の場合は講座制と修士講座制の研究旅費を考慮しているようで, 学科目制の場合は難しいようである。従って, 学科目制の研究旅費だけが据置かれると, ますます格差が広がるので, むしろ, 修士講座制を一律にすることが必要である。
- (3) 校舎の必要坪数は, 同じ医学部において博士課程をもつ講座制の学科が旧帝大, 旧6, 新8の3つに分けられ, 別々に算出されているが, 現在の算出基準そのものが学生数を乗じて算出する方法がとられているので, 同じ基準となっても学生数の少ない新8の大学においては格差は是正されない。算定の方法を合理的に検討するように要望したい。

(4) 教官の待遇改善については、第6常置委員会でとりあげているが、本委員会でも格差是正という観点からとりあげるべき問題ではないか。

以上の意見に基づき協議の結果、原案1頁下から6行目～3行目「講座制の……周知の通りである。」を削り、3頁5行目「増強も」を「増強を」に、5頁2行目「修士講座」を「修士講座制」に修正、同頁問題点3の次に「問題点4 研究旅費の格差について、

現在、研究旅費の単価は講座制、修士講座制、学科目制の場合にいちじるしい差異がある。この差異は当然撤廃すべきである。特に早急なる実現が困難ならば学科目制の研究旅費を修士講座制の研究旅費に近づけることが「のぞましい」を加え、同頁10行目「問題点4」を「問題点5」に、同頁下から2行目「算出されているのは……増設すべきものとする」を「算出されているが、その差がはげしすぎる。よろしく検討すべきである」に修正のうえ承認、総会へ報告することになった。

なお、委員長から特に要望書という形式をとらなかったが、重要な問題でもあるので、形式については総会にはかりたい旨を述べ、了承された。

以上

(30) 第13回大学運営協議会議

事要録

日時 昭和40年11月8日(月)午前10時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大河内委員長

奥田、杉野目両副委員長

石橋、長谷川、遠城寺、高坂、佐藤

(熙)、谷川、三輪、佐藤(知)、大倉、

市川、田中各委員

石井、大塚両臨時委員

伊藤、大内両専門委員

大河内委員長主宰の下に開会

大学の管理運営に関する意見(案)について委員長から、小委員会で作成し、検討してきた「大学の管理運営にかんする意見(案)」(以下「意見(案)」という)を、本日は運営協議会として検討して頂きたいと思うが、重要な文章であるので、朗読しながら逐条的に進めたい旨を述べ、審議に入った。

その要旨は次のとおりである。なお、谷川委員から、この「意見(案)」は大学の外部に対してのものなのか、それとも大学自身に向けてのものなのかとの質問があり、委員長から大学運営法案が作成された当時においては主として外部に対してのものであったが、大学法案が棚上げされた今日においては、国立大学自身に向けてのものとしての色彩が強まってきている旨説明があった。

1. 第4章 学内機関について

○ 大学の自治に関し、「伝統的な考え方によれば、大学の自治の基礎は学部の自治にあるものとされている」と書かれているが、大学の自治は学問の自由を前提として研究教育者の自主性を確保するためのものであることから研究教育に関する限り、学部の自治が第一次的に認められるべきであり、従って大学の自治の基礎は学部の自治にあるとする説と、大学の自治の理想像としては第一の考え方を認め得るとしても、わが国の大学の現状は、特に建設途上にある新制大学においては、必要以上に、研究教育以外の分野でも学部の自治を主張する動きもあり、学部の自治を大学の自治の基礎であるとするとは、この動きを助長することとなる恐れがある。むしろ学部自治の範囲を明らかにすべきで大学自治の中に学部自治があると考えらるべきであるとの意見があり、結論として研究教育に関

する限り、第一次的には学部には権限があること及びその点においても学部間の調整を要するものは、全学的立場から判断が加えられるべきこと、並びに研究、教育以外の面で管理運営の対象になるものについてはできるだけ大学全体の統一が保持されるべきであることが確認され、上記の趣旨を文章に表わすことになった。

- 「2. 学長の地位および権限」に関し、学長の指導的立場について論議されたが、学長の指導的立場は制度上において明記されることにより確立される性質のものでないということになった。その他学長の専決事項等につき一部字句の修正、削除があった。
- 「4. 評議会の構成、地位および権限」に関しては大学の規模の拡大により、構成員数について検討しなければならないのではないかとの意見が出されたが、意見書（案）でもこのことに一応触れていることであり、現時点ではこの程度で良いとされた。なお、評議会と教授会の関係を明らかにすべきで、この意見書（案）は、良識、伝統、慣行を強調しているが、それで処理できない場合も考えるべきであるとの意見があった。
- 「6. 学部長の地位および権限」に関しては、学部長の任期を大学の内部だけでも統一することが望ましいとの意見が出されたが、これを強要することは避けるべきであるということになった。
- 「7. 教授会の構成、地位および権限」に関しては、教授会の構成を教授だけを原則とするか、助教授、常勤講師を加えたものを原則とするか、が論議され、関連して教授と助教授、講師との間に差別する実質的差異があるのかどうか、あるとすれば、どの点にあるのかを検討され、大学及び学部間において事情が異なり、一

律に取り扱うことは困難であるということになった。

2. 第2章 文部大臣の権限について

文部大臣と国立大学の関係について、国が経費を負担していることを理由に監督権を主張するのは妥当でないとし、イギリスのコミッティの例を引用しているが、外国の例をあげるなら、その選択する国如何によって、反対論の論拠ともなるので、適切でないとの意見が出され、「第9章 財政および事務機構」でこれを検討し引用できるなら引用するとして、この章ではこの部分を削除することとなった。また、公式に公表されることを考慮し、各所の表現を再考することとなった。

3. 第6章 単科大学について

- 「2. 学内機関」に関しては、学長の単独の補佐機関をおくことの是非が特に検討され、学長任命の副学長と選挙により選出される学部長とどちらがよいか、またこれ等とは別の型を考えるべきではないか等の意見がだされたが、単科大学も、その規模によってかなり事情が異なるので、各々の大学に適した型を考えていくのが良いとされた。また、意思決定機関については最終決定機関として教授会を明記することは避ける方が良いとの意見が出された。
- 「3. 分校」に関しては、統合あるいは独立させることが問題の解決策としても、これはかなり困難なことでもあり、各々の分校がその機能を専門化し、その大学の機能を分担していく形、いわゆる複合大学の一つの機関としての位置づけを図っていくことも考えるべきであるとされた。

4. 第8章 附置研究所について

- 「2. 附置研究所内部の管理運営」に関しては共同利用研究所が問題とされ、如何にすれば大学の自治と共同利用上要請される諸点との調和

をはかれるかが、論議され、また共同利用研究所の大学附置の可否を検討することが必要であるとされた。

- 「3. 大学の管理運営にたいする参与」に関しては、学部と研究所との間に大学の運営責任上差異があるか否かが検討された。研究所が大学院学生の教育に参与しており、又この傾向が強まってきており、従って学部と研究所の間には、本質的な差が解消されつつあるとの意見が出されたが、学部学生の教育が少なくとも現時点においては大学教育の中心であることから、研究所が大学の運営上、学部と同質の責任を負うことは適当でないとの意見もあった。

5. 第1章 大学自治の本質について

中央教育審議会の「答申」（以下「答申」という）との関係で大学の性格、機能及び大学の自治が検討され、「答申」においては、研究には大学の自主性が尊重されるが、教育においては社会的制約を受けなければならないという考え方が感じられる。これは事実上、研究と教育を区別して取り扱っている面があることになるので、意見(案)では研究と教育は常に一体をなすもので、そこにこそ大学教育の特殊性があることが強調されていると説明があつた。それに関連して大学の自主性や自治を強調するあまり、社会の要求を常に不純なものとして警戒しているように受けとられないよう文章上表現に注意すべきであるとされた。

6. 第3章 人事について

- 「2. 学長の選考」に関しては、学長の選挙権者の範囲について特に検討された。
- 「3. 学部長（研究所長）の選考」に関しては教授会の選定した学部長（以下研究所長を含む）候補者に対し、学長が如何なる権限をもつものかが特に検討された。学長は、信頼関係の上立って、学部長選定の過程でこれに、何等

かの影響を与え得るとしても、学部長候補者を拒否する等の権限を必要とするような事態を生ぜしめないように学内を調整していくのが、学長としての任務でもあるという意見が述べられた。

7. 今後の意見（案）の取り扱いについて

会長から、本日審議するに至らなかった5, 7, 9, 10章及び3章後半については次回の運営協議会で引き続き審議することにし、本年11月の総会においては、現在までの審議経過を詳しく報告する。その後、40年1月上旬に運営協議会の関係者でさらに数日にわたり検討を重ね、その結果を運営協議会（案）として理事会に諮り、それを各大学に送付し、これが回答を運営協議会で調整し、6月の総会に提出し決定、公表したいと考えている旨述べ、了承された。

(注) この協議会の後、11月の総会において、2月に臨時総会を開き、意見（案）について説明し、これについて各大学の意見をきき、6月の総会において、国大協としての最終決定をすることになった。

(31) 第14回大学運営協議会議 事要録

日時 昭和40年11月27日（土）午後2時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長、井上、遠城寺、増田、佐藤、谷川、三輪、大倉各委員
石井、大塚各臨時委員、大内専門委員

大河内委員長から、大学の管理運営にかんする意見（案）中、前回に審議できなかった大部分について、ご検討願いたい旨を述べ、今後の意見（案）作成の日程について説明があり、審議に入った。

第3章 人事

4. 教員の選考

教員の選考に際して、研究者としての人格、能力について考える必要があるかどうか、学部外の専門家の意見を徴するという意見も1部にはあるが、これらについて検討の余地がある。また、学部で選考された教員の任命について学長はどのような権限をもっているか、また、何等権限はないという意見もあるが、これについてどう扱ったらよいか、これらは、本意見書が大学の外部に対してのものか、内部の姿勢を正すものかによって変わってくると思う。例えば、内部に対するのであれば、教授の任期制度をうたいながら、すぐその後で消極的な表現をしているが、これらはもっと積極的な表現にすべきである。また教官の人事について、学長は注意を与える位はよいと思う。一方現在は、大学にいわゆる自由がありすぎてかえって問題を起している例が多い。現時点では大学自体が自粛する必要があり、世間の批判もまたきびしい。したがって、大学内部に対する警告の意味も含めてほしい旨の意見があった。

これらに対して、学長の権限については、かつて学長に外部から圧力をかけて研究、教育の自由に圧迫を加えた例もあったので、このような表現にしてある。また本意見書の姿勢は、昭和37年の中間報告をふまえて、その最終報告をまとめる趣旨であるので、その時の思想を引き継いでいる。しかし、現時点ではむしろ大学自身がお互いに反省して、大学の理想の姿を形づくる一つの資料としての意味が強まっている旨の回答があった。

5. 副学長

この問題は、単科大学には考慮の余地があるとのことであるが、単科大学の間でもその存否について意見が分れている。また、副学長を置かず学内諸機関を活用するにしても、実際にはそれらの

機関にもっていけないものがあるが、それはどう処理するか問題であり、副学長制度の余地を残しておいても良い等の意見があった。

6. 教員の不利益処分

不利益処分については、実際の問題として、その教官の属する学部では、退職を勧告することはない。それが嵩ずると学部の運営に支障をきたすことになる。それゆえ、精神病等で教員として不適格な場合があれば、当該学部から退職勧告が出されるような雰囲気が作られることが必要であるとの意見があり、これらの実施細目については、別に運営協議会で申し合わせを行なう等適当な措置を講じてほしい旨の意見があった。

第5章 教養部

この章で特に強調するのは、専門学部との予算措置上の差別、講座制・学科目制等組織、制度上の差別等の問題である。一方、現在は独自の教養部をもっていない大学もあるが、この章名からは、今後教養部が必置のようにもとれるので、章名を「教養課程」に改められたらどうかという発言があり、章名を改めることとした。

第7章 大学院

現在は、学部・研究所に所属する教官でなければ大学院を担当できないので、大学院専任の教官が設けられるようにされたいことおよび大学院のない大学の教官は、調整手当がつかないので、実質的には大学間で給与差を生じている。また、このことは教官の交流をも阻害している一因でもあるので考慮されたい旨の意見があった。

第9章 財政および事務機構

欠員不補充にからんで、一般の行政機関と異なる旨の表明がほしいとの意見があった。

第10章 国立大学協会の役割

各大学が紛争の処理について自主的に協力していく心構えがほしい。また、職員組合、生活協同

組合、学生自治会等のことについては、ふれていないが、これについて改めて書く必要はないかとの意見があった。

3. 諸 会 合

(昭和40年10月～11月)

(月日)(曜)	(時刻)	(会 議 名)		
10. 11 (月) 16.	30	大学運営協議会小委員会	"	17 (水) 10 大学設置基準専門委員会
" 18 (月) 10		第6常置委員会専門委員会	"	22 (月) 10. 30 科学技術行政専門委員会
" 20 (水) 13.	30	第5常置委員会	"	24 (水) 10 科学技術行政専門委員会
" 25 (月) 10		第6常置委員会	"	" " " " 第2常置委員会
" " " "		新設大学拡充特別委員会	"	" " " 9. 30 第3常置委員会
" " " 13		第1, 科学技術行政合同会議	"	" " " 10 第4常置委員会
" " " 15.	30	第1常置委員会	"	" " " 11 第3, 第4合同会議
" " " 16		常務理事会	"	" " " 10 第5常置委員会
" 26 (火) 18		大学運営協議会小委員会	"	" " " 18 第7常置委員会
" 27 (水) 12		大学運営協議会懇談会	"	" " " 12 新設大学拡充特別委員会
11. 2 (火) 10		大学設置基準専門委員会	"	" " " 13. 30 大学設置基準特別委員会
" 6 (土) 14		大学設置基準専門委員会	"	" " " 15. 30 理事会
" 8 (月) 10		大学運営協議会	"	" 25 (木) 10 第35回総会 (第1日)
" 9 (火) "		大学設置基準特別委員会	"	" 26 (金) 13 第35回総会 (第2日)
" " " 15.	30	第1, 科学技術行政合同会議	"	" " " 10 第1常置委員会
" " " 17.	30	第1常置委員会	"	" " " " 第2常置委員会
			"	" " " " 第3常置委員会
			"	" " " " 第5常置委員会
			"	" " " " 第6常置委員会
			"	" " " 16 科学技術基本法案に関する懇談会
			"	" 27 (土) 13. 30 緊急協議総会
			"	" " " 14 科学技術行政特別委員会
			"	" " " " 大学運営協議会
			"	" 29 (月) 10 第3回事務連絡会議

B 意見書・要望書

	提出日		
(1) 第35回総会で決議した要望書		〃	
A 大学間の協力並びに国際交流の強化についての要望書	(40. 11. 26)		
(2) その他の意見書・要望書			
B 科学技術基本法案（未定稿）に対する意見書	(40. 11. 30)		
C 欠員不補充の対象よりの除外についての要望書	(40. 12. 7)		
D 科学技術基本法案要綱に対する意見書	(41. 1. 25)		
	提出先	意見書等種別	
内閣総理大臣	佐藤 栄作		D
科学技術会議議長	佐藤 栄作	B	D
内閣官房長官	橋本登美三郎		C
〃 副長官	石岡 実		C
〃 審議室長	高柳 忠夫		C
文部大臣	中村 梅吉	A B C	D
〃 次官	福田 繁	A B C	D
文部省大学学術局長	杉江 清	A B C	D
〃 調査局長	蒲生 芳郎		A
〃 官房長	安嶋 弥	A B C	D
大蔵大臣	福田 赳夫		A
〃 次官	佐藤 一郎		A
〃 主計局長	谷村 裕		A
〃 主計局次長	岩尾 一		A
〃 主計官	小田村四郎		A
行政管理庁長官	福田 篤泰	C	D
〃 次官	山口 一夫	C	D
〃 行政管理局長	井原 敏之		D
科学技術庁長官	上原 正吉		D
〃 次官	井上啓次郎		D

〃 計画局長 梅沢 邦臣 D
人事院人事官 佐藤 正典 C

1. 第35回総会で決議した要望書

大学間の協力並びに国際交流
の強化についての要望書

国立大学協会は、当面する諸問題について検討を重ね、その都度要望を行ってまいりましたが、国立大学間の協力並びに国際交流による研究、教育の強化は近年ますますその重要性を加え、緊急にその対策を講ずる必要に迫られております。よって、当協会は、これに対応するため、別紙理由により、次の諸施策を緊急に措置する必要を認め、ここにその実現方を強く要望する次第であります。

記

1. 大学間の協力
 - (イ) 併任および非常勤講師制度の活用
 - (ロ) 学会・研究集会等の出席旅費の増額
 2. 国際交流の強化
 - (イ) 客員教授等受け入れ制度の確立
 - (ロ) 在外研究員制度の拡充
 - (ハ) 国際会議等研究交換のための外国旅費の計上
 - (ニ) 姉妹大学協定制度の新設
- 昭和40年11月26日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

要 望 の 理 由

1. 大学間の協力

最近学生の急増に伴う教官の確保と学問の急速

な進展に伴う教官の質的向上は、はなはだ重要かつ緊急な問題になっている。これに対する恒久的措置については目下検討中であるが、差当り教官の併任および非常勤講師制度を活用するとともに、学会・研究集会等を通じ、大学間協力組織の強化を図る必要がある。

(イ) 併任および非常勤講師制度の活用

従来併任教官および非常勤講師は、その大学の専任教官が担当すべき講義および演習等を担当しているが、これは、学生の増加に対応して専任教官となるべき人材が不足しているのと、近年学問が専門に分化し、かつ、それぞれの分野においてすぐれた教官の能力を効果的に発揮させるために各大学が所属教官を独占することなく、大学間で相互に補いあうことがむしろ望ましいこととして行なわれているのである。したがって、これを行なうためには、少なくともその大学に数日間滞在する必要があり、1時間程度の講義ではじゅうぶんな教育効果をあげることは困難である。また、このことは、その大学の若手教官に研究指導を受ける機会を与えることにもなり、正に一石二鳥の効果を期待することにもなる。よって、併任教官および非常勤講師の滞在に要する旅費の増額と宿泊施設の整備について適切な措置を講ずる必要がある。

(ロ) 学会・研究集会等の出席旅費の増額

近年各研究者の研究発表および研究成果の交換は、学問進展のため重要、かつ不可欠の問題であり、また、このことは若手教官の質の向上の上からいっても同様のことがいえる。したがって、これを実現するためには、是非ともこれら研究者を学会その他の研究集会に出席させる必要がある。

しかるに、教官研究旅費の現状は、僅か1回の学会に出席することさえことかく状態である。よって、教官の学会・研究集会等の出席旅費の増額

について格段の措置を講ずる必要がある。

2. 国際交流の強化

最近の学問の急速な進歩に対応するためには、国内の大学間の協力はもちろん、国際交流の強化が緊要であることはいまさらいうまでもない。しかして、国際交流強化の方策としては、客員教授受け入れ制度の確立、在外研究員制度の拡充、国際会議等研究交換のための外国旅費の計上、姉妹大学協定制度の新設等の措置を講ずることがもっとも緊要である。

(イ) 客員教授等受け入れ制度の確立

国際間の学問の交流として、客員教授を招へいして、研究成果の交換或は共同研究または専門の講義等を行なうことは、わが国における学問発展のために須要のことである。よって、これら客員教授等所謂リサーチフェローなどの地位、処遇および責任並びに施設利用について具体的措置を検討し、その受け入れ制度を確立するとともにこれに伴う宿舍の整備をする必要がある。

(ロ) 在外研究員制度の拡充

現在国立大学の在外研究員は国立大学および文部省所轄機関の教官、研究職員の0.6%程度で、昭和10年頃の1.0%をはるかに下まわっており、滞在期間は、当時の2分の1にも満たない状態である。しかも、当時に比し現在は、学問の発展の速度がいちじるしく、科学の国力に対する重要度も増加し、他方世界が近接し互いに密接な関係をもつようになっている。したがって、このような状況のもとで、在外研究員の派遣が現状のような状態にあることは、1日も放置することを許されないことである。よって、速やかに在外研究員の増員ならびに滞在期間の延長等その改善について対策を講ずる必要がある。

(ハ) 国際会議等研究交換のための外国旅費の計上

現在国立大学の教官は、国の内外において、すぐれた研究業績をあげており、そのため海外の国際学会からその成果の発表と、それにもとづく討論を求められる場合が激増している。このことはまた、諸外国の学問的雰囲気来接することにより更に学問の進展を図り、教官の質の向上を図るためにも欠くことの出来ないことである。しかるに、わが国においては海外学会への派遣は日本学術会議が加盟している国際会議への連絡のため経費が計上されているに過ぎない。しかも、学問の中心である国立大学にこのような経費の計上が全くないことはまことに理解に苦しむところである。今日の学術研究においては、国内と同様国境をこえて交流が行なわれることは欧米においてはむしろ日常のこととなっている。よって、国立大学の教官は海外の学会その他の研究集会に出席しうよう国立大学予算に外国旅費を計上する必要がある。

(二) 姉妹大学協定制度の新設

国際交流においても、国内における大学間の協力と同様に、種々な面で関連の深い外国の大学と姉妹大学としての協定を行ない、継続的に教官および学生を交換し、施設の相互利用共同研究の実施などを行なう必要がある。よって、このような協定制度が実施できるよう諸般の措置を講ずることが緊要である。

2. その他の意見書・要望書

科学技術基本法案（未定稿）に対する意見書

(注) この意見書は第35回総会の際の緊急協議総会において事の緊急性にかんがみ、その起草および関係方面への措置を科学技術行政特別委員会および会長、副会長に委任されたものである。

国立大学協会は、かねてから科学技術行政の重要性に照らし、科学技術行政特別委員会を設け

て、これらに関する諸問題を検討しており、今回の科学技術基本法案（未定稿）については、目下その具体的事項について鋭意検討中であるが、事態の緊急性にかんがみ、とりあえず大綱について下記のとおり意見を申し述べる。

記

科学技術基本法案（未定稿）について

1. 基本計画の策定にあたっては、大学の自主的立場を規制する趣旨のものではないものと了解する。

特に、計画研究を促進するための長期計画の策定にあたって、大学にかかる事項については、その自主性を尊重すべきである。

2. 基本計画については、その大綱を定めることとされているが、この基本計画には、主として教育にかかる事項は含むべきではない。

次に研究基盤の育成とは、下記のとおりに解する。

(イ) 研究の育成のために必要な一般的基礎的環境ならびに条件の整備

(ロ) 年次計画的に行なわれる重要基礎研究の育成のための長期計画

3. 日本学術会議に意見を徴すべき事項およびその範囲については、なお慎重に検討を行なう必要があるので、これに対する意見は留保する。

4. 科学技術会議の事務機構については、その任務の重要性にかんがみ、既存の体制とは別個に独立して設けるべきである。

昭和40年11月30日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

欠員不補充の対象よりの除外についての要望書

(注) この要望書は、第35回総会の際、第6常置委員会から説明があり、文案の作成および提出時

期について第6常置委員会および会長、副会長に委任されたものである。

国立大学協会は、標記の件にかんし、国立大学の特性と実情にかんがみ、国立大学における研究・教育関係等の職員について、特別の措置を講ぜられたく、別紙のとおり要望いたしますので、何分の御配慮をお願いいたします。

昭和40年12月7日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

要 望 書

昨年9月4日の閣議決定により、昭和41年3月31日までの期間を限り、国家公務員の欠員補充について規制が行なわれ、すでに、1年有余を経過した。この間、幸い教官については、当協会の要望が入れられ、特別の配慮がなされたが、教官と表裏一体となって大学の業務に従事している職員については、なんらの考慮がなされないまま今日におよんでいる。このために、大学の学部、附置研究所、附属病院等において、研究・教育の遂行にいちじるしい支障をきたしており、現在すでに大学本来の目的と使命をじゅうぶんに果たし得ない事態にたちいたっている。

については、緊急に、次に掲げる諸点につき、欠員不補充の対象から除外されるよう格別の配慮を要望する。

1. 研究・教育関係の職員について

大学は、高度の研究・教育機関であって、その構成員である教官と教務職員、技術職員、技能職員、図書職員、海事職員、医療職員等の職務の内容は、他の一般行政機関の場合と異なり、高度に専門化しているとともに、かなりの独立性を有しており、講座その他の分野における教官とその補助職員は、それぞれ一つの研究・教育組織を構成しその担当する研究・教育を運営している。した

がって、これら職種の欠員を他の職員をもって補なうことは事実上不可能である。しかも近年、学問の急速な進歩と学生の急増により、むしろ職員の増員を必要とするとき、その欠員の補充に規制が加えられていることは、大学の研究と教育の実施に重大な支障をきたしている。

2. 特殊技能職員等について

電話交換手、自動車運転手、タイピスト等特別な資格や技術を必要とする職員は、いずれも大学の基本的業務の運営に欠くことのできないものであり、現在これら職員の不足は大学運営上はなほだしく支障となっている。また、大学は学生のほか病院のごとく一般外来者を多数擁し、しかも広大な敷地を有している特殊事情からして、警備、清掃、使役等に従事する守衛、用務員の不足は、構内警備および環境整備上はなほだしく支障をきたしている。

3. 勸しょう退職者の後任について

高齢職員に対する退職の勸しょうは、現在各大学において慣行化されてきているが、その後任の補充について制限されることは、長年にわたる成果としての慣行が破られるばかりでなく、大学における人事の刷新と業務の清新なる運営に大きな障害をきたすことになる。

なお、以上の事情により今回の欠員不補充の措置は、昨年9月の閣議決定の期限である昭和41年3月31日限りこれを廃止されるよう強く要望するとともに、不補充により生じた欠員に対しては、本年度のごとくいわれる「さし違え」のような不明確な措置をとることは、行政上および予算上の措置として不適正であることはもちろん、大学内における定員の配分についても異論の生ずる点が多々あるので、今後このような措置は絶対にとらないよう、ここに併せて要望する。

昭和40年12月7日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

科学技術基本法案要綱に対する
意見書の送付について

(注) この意見書は第35回総会の際の緊急協議総会
において事の緊急性にかんがみ、その起草およ
び関係方面への措置を科学技術行政特別委員会
および会長、副会長に委任されたものである。

昭和41年 1月25日

国立大学協会会長 大河内一男

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

科学技術基本法案要綱に対する当協会の意見書
を別紙の通り提出いたしますので、同法案要綱の
法制化に際し、これらの意見が実現されるよう何
分のご配慮をお願いいたします。

科学技術基本法案要綱に対する意見書

国立大学協会は、かねてから科学技術行政の重
要性にかんがみ、科学技術行政特別委員会を設
け、とくに、大学の立場から慎重な検討をつづけ
て来たが、今回の科学技術基本法案要綱の公表に
接し、事態の緊急性に対処するため、ここに当協
会の立場から喫緊と考えられる諸点につき次のよ
うに意見をとりまとめた。これらの諸点が法案の
上に確実に反映されて、真に科学および技術に関
する基本法の基本法たる実を挙げうるものとなる
よう、ここに強く要望する。

記

1. 法案の全面にわたり、研究および教育の場
である大学の自主的立場を規制する趣旨の条項な
いし表現を含まないよう要望する。

とくに、長期的計画の策定にあたって大学にか
かる事項を含む場合には、その自主性を尊重すべ
き旨を明記されたい。

2. 要綱中随所に現れる「科学技術」という用

語については、これを従来その表現から普通に期
待される内容と明確に区別するため、あえてその
表現を避け、これを原則として「科学および技
術」という用語に改め、必要に応じては、単に
「科学」もしくは「技術」と書き分けるよう措置
されたい。

なお、大学の場における研究は、ここにいう
「科学」に属するものと解し、なんらかの形でこ
の点を明確にされたい。以上の点は、単に用語の
問題にとどまらず、法案の基本構想に深く関連す
るので、あえて強く要望する次第である。

3. 基本計画のうち、研究基盤の育成のための
長期的計画には、主として教育に関する事項は、
当然のことながら、これに含ませないよう措置さ
れたい。

4. 前項の研究基盤育成計画のうち、科学のそ
れに関する事項の策定にあたっては、わが国学術
の代表機関たることを理念とする日本学術会議に
対し、あらかじめその大綱を諮ることは認められ
るが、同時にまた、その具体的施策の策定につい
ては、わが国科学研究者の大多数が現実に研究の
場としている大学の立場を、これに反映させる充
分の用意をもたれたい。

5. 科学技術会議（仮称）の構成にあたって
は、人文社会科学をも対象に包含した法案の精神
にしたがい、自然科学・人文社会科学両分野の真
に調和ある発展を期待しうよう各代表数の配分
に慎重な考慮を払われたい。その際大多数の科学
研究者を擁する大学の立場を有効に反映させるこ
とが肝要である。

6. 科学技術会議（仮称）の事務機構について
は、その任務の重要性と新たに人文社会科学の分
野が含まれたことにかんがみ、既存の組織に依る
ことなく、新たに独立の事務局を設置することを
強く要望する。

資料

1. 昭和40年度大学卒業予定者 就職状況調査(第2回)集計 結果の概要 (昭. 40. 11. 15)

(文部省)

この調査は、来春、大学を卒業する者についてその就職に関する実情を明らかにし、就職対策上の参考資料を得る目的のもとに第1回調査(昭和40年9月15日現在)に引きつづき、昭和40年11月15日現在で実施したものである。

調査の対象は、昭和40年度卒業年次在籍学生約24万5,000人(医学部、歯学部、商船学部、専攻科、別科および国立大学義務教育教員養成学部の学生を除く)の中から、任意抽出された約1万人(平均抽出率4.1%)である。

集計結果の概要は次のとおりである。

1. 全般的な状況

就職希望者数約19万3,000人のうち、11月15日現在で就職が決定した者は約12万5,000人、その決定率は、64.7%である。これを前年同期と比較すると、決定者数では約3万5,000人の増であるが、決定率では2.6%減となっている。

4年制大学の決定率は、72.2%(前年同期75.0%)、短期大学は35.8%(前年同期41.6%)で、いずれも前年同期を下回る結果となっている。

また、第1回調査時(9月15日現在)からの決定率の伸びは19.1%であるが、前年度の20.8%を若干下回っており、決定率の対前年同期比は、第1回調査時点において0.9%減であったのが、今回の時点では2.6%減と差が開き、前年度に比べてやや鈍化の傾向を示し、とくに短期大学にこの

傾向が大きいといえる。

なお、11月15日現在での就職未決定者数は、4年制大学男子約3万人、同女子1万2,100人、短期大学男子約2,900人、同女子約2万2,800人、計約6万8,000人であり、これらのものの就職に関しては、求人数の確保、就職指導の強化等、より一層の努力が必要と思われる。

最近5カ年間の決定率の推移(4年制大学)

区分	9月15日 現在決定率	11月15日 現在決定率	年度末にお ける決定率
36年度	31.0%	68.7%	94.8%
37 "	47.3	73.4	95.5
38 "	49.8	74.6	95.3
39 "	53.7	75.0	95.6
40 "	52.3	72.2	—

2. 学科系統別の状況

4年制大学では、「工」、「薬」、「法律・政治」、「農」、「経済・商学」の各学科の決定率が高く、とくに「薬」、「農」の各学科は前年同期をかなり上回っており、逆に「文」学科は前年同期をさらに10%下回って44.7%となっている。このほかに「経済・商学」、「教育・体育」の学科が前年同期を10%程度下回ったのに対し、「家政」、「芸術等」の学科が上回っている。

短期大学では、「保育・体育」、「農」、「芸術等」を除き各学科とも前年同期の決定率を5~12%下回っている。

3. 大学所在地域別の状況

決定率の地域差は前年度の傾向とほぼ同様であるが、前年同期に比べ、4年制大学では「近畿」、「中国・四国」、短期大学では「東北」、「東京」、「中国・四国」、「九州」の各地区がやや下回り、

逆に4年制大学の「北海道」,「東海・北陸」,短期大学の「関東甲信越」,「東海・北陸」,「近畿」の各地区は若干上回っている。

4. 事業所所在地域別の状況

決定者約12万5,000人(前年同期約11万人)のうち,「京浜」地区へ約6万2,000人(前年同期約5万6,000人),「京阪神」地区へ約2万8,000人(前年同期とほぼ同数),「その他」地区へ約3万3,000人(前年同期約2万5,000人)が決定しており,「京阪神」地区の増が,ほとんどみられないのに対し,「その他」地区の増が目立っている。

5. 事業規模別等の状況

前項と同様に比較すると,「大企業」へ約6万1,000人(前年同期約6万7,000人),「中企業」へ約3万6,000人(前年同期約2万8,000人),「小企業」へ約9,000人(前年同期約3,700人),「学校・官公庁」へ約1万8,000人(前年同期約1万2,000人)が決定しており,「小企業」への決定者はすでに前年度末の実数(約8,000人)を超え,「中企業」でもほぼ前年度末実数(約3万7,000人)に近い決定者を見ているのに対し「大企業」では前年同期を約6,000人下回っている。

なお,例年の決定時期の状況および最近の経済情勢等からみて,今後「大企業」への大幅な増は見込めないことを考慮すると,「中,小企業」および「学校・官公庁」への増がどの程度期待されるかということに,今後の伸びがかかっているといえる。

6. 産業種類別の状況

「第1次産業部門」および「卸・小売業」,「金融・保険・不動産業」,「サービス業」関係への決定者が前年同期よりかなり増加したのに対し,「製造業」関係への決定者は全体として減少している。

2. 新規大学卒業者の就職促進 について(通達)

昭和40年12月2日

都道府県知事 殿

国公立大学長 殿

文部省大学学術局長

労働省職業安定局長

このことについては,かねてから種々ご配慮いただいているところでありますが,その後の就職状況の推移によると,関係諸機関の努力とあいまって,進展をみつつある状況であります。

しかしながら,なお相当数の就職未定者があり,これらの者の今後の就職については,なお格段の努力が必要と考えられるので,別紙就職状況資料ならびに下記の諸点にご留意の上,地域の実情に即した就職促進対策の推進に遺憾のないようお願いいたします。

記

1. 大企業の就職者数は,前年に比べ相当減少がみられ,今後の求人確保にはかなりの困難が伴うものと考えられるが,これまでの就職状況の推移にかんがみ,中堅企業に対する雇用の促進にあたっては,大学卒業者の採用希望がみたまわらない分野及び新たな採用希望の分野が見込まれるので,これらに対する就職促進にさらに努力すること。

2. 就職希望者のうちには,単に企業規模や目先の採用条件にとらわれ,大学卒業者を積極的に活用しようとする求人に応ずることをためらう傾向がみられるので,各大学においては,この点に十分留意した就職指導を行なうこと。

3. 女子卒業者の就職はかなりの困難が予想されるので,求人情勢に即応した適切な就職指導を

行なうとともに、求人者に対しては、女子の適職に関する理解を深めることによって、求人者の確保を図るなどその就職促進に特段の配慮をすること。

4. 地方学生就職促進対策協議会の今後の運営にあたっては、上記の諸対策の推進に重点をおくとともに必要な求人者の確保及び就職あっせんについては、公共職業安定所、学生就職促進部等との連携を強化し、その就職確保に万全を期すること。

3. 国立九大学法・経・商・経営学 部長会議申し合わせ

昭和41年1月28日

学生の就職斡旋について（前文略）

記

1. 求人申し込みの発表・就職説明会の開催は7月1日以降とする。

2. 大学側は、当該大学の就職説明会全日程終了までは、学生に求人先を訪問させない。

3. 大学は、求人側が7月末日以前に事前選考（内決定）を行なうことのないように強く要請するとともに、8月1日以後の事前選考についてはこれを学生に周知させる等の協力をする。

4. 大学側の求人先に対する推薦は10月1日より開始する。

（備考）

この申し合わせを実施するために次のとおり運用するものとする。

(1) 申し合わせ2及び4に「大学側」とあるのは、大学の教職員を含むものとする。

(2) 就職説明会の日程表を学生に周知させるため、説明会開催の約1週間前に提示することはさしつかえないこと。

(3) 6月末日までは、学生に対して成績を知らせ

ないこと（但し、不合格科目は除く）。

(4) 就職用の成績証明書などは、就職説明会終了までは発給しないこと。

(5) 工場見学・会社で行なう説明会等の開催は、大学における就職説明会終了までは行なわないように求人側に要望すること。

(6) 申し合わせ2に関連し、求人側に対して、就職説明会終了までは、学生に接触を計ることのないように要望すること。

(7) 就職説明会終了後は、事前選考参加者を取りまとめ、求人先に通知するのはさしつかえないこと。

(8) 8月1日以後の事前選考の結果の通知を受けた場合、大学はこれを整理し、無用の混乱を起さないように極力努力すること。

北海道大学	法学部長	五十嵐 清
	経済学部長	早川 泰正
東北大学	法学部長	斎藤 秀夫
	経済学部長	中村 吉治
東京大学	法学部長	久保 正幡
	経済学部長	隅谷三喜男
名古屋大学	法学部長	横越 英一
	経済学部長	塩野谷九十九
京都大学	法学部長	田畑茂二郎
	経済学部長	大橋 隆憲
大阪大学	法学部長	中武 靖夫
	経済学部長	熊谷 尚夫
神戸大学	法学部長（代理）	河本 一郎
	経済学部長	宮下 忠雄
	経営学部長	入江猪太郎
九州大学	法学部長	吉田 道也
	経済学部長	副田 満輝
一橋大学	法学部長	植松 正
	経済学部長	木村 元一
	商学部長	番場嘉一郎

4. 就職に関する調査票(1) 集計表(1~12)

国立九大学法・経・商・経営学部長会議 (昭和40年度)

番号	項目	早			い			適			当			遅			い			計		
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計
1	7月1日の求人会社(事前選考日を含む)発表時期について	58	41	99	308	275	583	178	174	352	544	490	1,034									
2	7月1日の成績発表の時期について	73	28	101	237	219	456	236	174	410	546	421	967									
3	成績証明書(学生票写)の発給時期(就職説明会終了後)について	73	37	110	286	298	584	186	154	340	545	489	1,034									
4	就職説明会の必要性(大学における)について	有						無						計								
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		509	466	975	36	28	64	545	494	1,039												
5	就職説明会開催始期並に期間について	早			い			適			当			遅			い			計		
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計			
		50	28	78	293	256	549	186	202	388	529	486	1,015									
6	就職説明会のやり方についての希望・意見	(省略)																				
7	就職説明会参加回数	0回			1~5回			6~10回			11回以上			計								
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		27	17	44	366	318	684	135	127	262	19	33	52	547	495	1,042						
8	7月1日求人会社発表まで落着いて勉強できたか	できた			ややできた			できなかった			計											
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		213	183	396	130	129	259	203	172	375	546	484	1,030									
9	大学における就職説明会終了後就職志望の会社を十分に訪問できたか	105	76	181	86	91	177	276	318	594	467	485	952									
10	就職内定先を選定する上に充分時間的余裕をもつことができたか	余裕あり			余裕ややあり			余裕なし			計											
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		164	125	289	126	132	258	217	204	421	507	461	968									
	就職説明終了後-7月末日までの間	122	77	199	80	74	154	260	275	535	462	426	888									
11	何社位訪問したか	1~3社			4~6社			7社以上			計											
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		309	293	602	166	135	301	57	28	85	532	456	988									
12	何社から内定通知を受けたか	1社			2社			3社以上			計											
		法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計	法	経	計						
		386	301	687	110	100	210	26	19	45	522	420	942									

(備考) 1. 上記集計表は、法は9学部、経は8学部の集計数である。 2. 経—商・経営を含む。

5. 求人側に対するアンケート集計表(1~9)

国立九大学法・経・商・経営学部長会議 (昭和40年度)

番号	項目	区分			計	早い場合何日頃が適切か	
		早 い	適 当	遅 い		早い場合何日頃が適切か	遅い場合何日頃が適切か
1	7月1日の求人会社発表時期について	8	102	41	151	7月中旬……2 10月上旬……2	6月上旬……19 6月中旬……13 6月下旬……4
2	大学における就職説明会開催時期について	7	90	47	144	9月上旬……3 7月中旬……1 10月……1	7月上旬……17 7月中旬……10 6月下旬……9 6月上旬……5
3	学生の会社訪問が満足な状態で行なわれたかどうか	満 足	やや不満	不 満	計	(不満とする意見) 会社訪問をする学生に、本来の目的から外れている者が多かった……8 一部の企業で8.1より前に選考が行なわれたため会社訪問が混乱した……6 (満足だとする意見) 7月まで会社訪問がほとんど行なわれなかったことは満足すべきものと思う……3	
4	学生の会社訪問期間を定める必要があるかどうか	有	無	計	(有)の場合は時期をいつ頃にしたらよいか 7月中旬……28 6月下旬……9 7月上旬……8		
5	昨年までの求人活動と本年の求人活動を比較して、どちらがやりやすかったと思うか	本年がよい	昨年がよい	どちらでもよい	計	(本年がよいとするもの) 学生の会社訪問期日が定まったことはよいと思う……8 (昨年がよいとするもの) 国立九大学と他大学の選考日にズレがありすぎるからこれを統一してほしい……13 違反会社があったため申し合わせを守った会社が不利をこうむった……7	
6	九大学以外の国立大学及び私学に対する本年度における貴社の選考日について	他の国立大学の選考日			私学 の 選 考 日		
		7月上旬……66 8月上旬……23 9月下旬……12				7月上旬……87 8月上旬……15 7月中旬……14 6月下旬……11	
7	多くの学生が訪問即選考では非常に困るといっておりますが、将来何等かの方法でこれを防止することができるでしょうか	できる	できない	計	(できる場合の方法について) 求人側の自覚・自重・協調にまつ……15 選考時期を他大学と統一したらよい……10 違反に対して大学側が強硬措置をとる……5 選考時期まで成績発表を行わない……5		
8	8月1日以降の事前選考時期について	早 い	適 当	遅 い	計	早い場合何日頃が適切か 9月~10月……3 8月……1	遅い場合何日頃が適切か 7月上旬……16 7月中旬……13 7月下旬……7
9	国立九大学と他大学との選考時期の関係について	他の国立大学			同じ方がよい	どちらでもよい	計
					111	20	11
		私 学			105	25	15

依頼数…… 254, 回答数…… 152, 回収率 60%。

求人側に対するアンケート集計表 (10~13)

(昭和40年度)

国立九大学法・経・商・経営学部長会議

(10) 大学における就職説明会のやり方についての希望・意見

- 十分な時間がほしい……………23
(説明会后懇談する時間・場所を与えよ…2)
 - 日程の組合わせを十分考慮されたい……………6
(同業種が重複しないように……………3)
 - 説明会の期間をあらかじめ求人会社に連絡してほしい……………3
 - 現状ではやむを得ない……………12
(本年は本質的なものとなった)
 - 現状で満足・十分……………6
 - 必要なし……………2
(短時間の説明で一生涯の職場をきめるような軽卒な学生は採用したくない)
 - 学生への参加呼びかけを積極的にやってほしい……………7
(学生に対し説明会の意義を一段と周知徹底してほしい……………3)
 - 各大学の説明会期間(とくに終期)の統一を望む……………3
 - 選考日時の発表や、書類提出を求めるような行為は防止せよ……………2
- (11) 大学側に対する希望・意見(国立九大学の申合わせに対する意見を含む)
- (申合わせ)
- 九大学・他の国立大学・私学と選考時期が異なることが協定違反の一因であるから、選考時期について大学側の統一を望む……………41
(申合わせは私大と合同で行なえ……………4)
(他の国立大学も申合わせに参加することを望む……………2)
 - 申合わせの厳守を徹底させよ……………17

(遺憾の意の表明に止まらず更に強力な態度を打出されたい……………2)

(申合わせが守られるよう、一層の努力をお願いする……………3)

- 九大学間で申合わせの趣旨徹底をはかり統一あるものにしてほしい……………15
(九大学の足並そろわず……………6)
- 申合わせの趣旨には賛成……………12
(今回の申合わせは有意義であったから今後も続けてほしい……………2)
(守られるような申合わせにしてほしい…2)
- 申合わせは有名無実である……………9
(実情に即した実効ある申合わせをせよ…5)
(正直者が馬鹿をみるような申合わせは困る……………4)
(推薦)
- 推薦開始を8月1日にしてはどうか……………3
(10月1日の推薦は形式的で無意味……………3)
- 会社からの内定通知と引換えに推薦し、互に内定を確認してはどうか……………2
(選考)
- 九大学を先にして私学をあとにせよ……………4
- 就職説明会終了後、適時事前選考を実施しうることにしてはどうか……………3
- 成績証明書等発行日を統一して、その翌日から事前選考を開始しては如何……………2
(内定)
- 内定に対しては先決主義をとられたし……………5
- 8月1日以降の内定を覆すことがないよう指導せよ……………3
(その他)
- 就職指導を充実し、強力に推進されたし…7
- 学生が自由に会社訪問等を行ないうる状態をつくり、学生の主体性を確立すべきではないか……………2

- (12) 学生に対する希望・意見
- 自己の適性をよく見きわめ、内定したら必ず入社する気持で選考を受けよ……31
 - (内定後の辞退は慎んでもらいたい……16)
 - (事前調査を十分に……6)
 - (自らの言動に対して責任をもて……5)
 - (志望の順位・業種は明確に……2)
 - (安易な気持で訪問することはやめよ……2)
 - 内定通知後速やかに明確な意志表示を……5
 - 時流迎合的な学生が多く、自己の適性評価に欠けている点が懸念される……2
 - 流言にまどわされず申合わせを厳守せよ…2
 - 訪問即選考を求める学生が多かった……2
- (13) その他(来年度の就職についての参考意見等について)
- 他大学との選考時期の統一を強く望む……14
 - (官・公・私立大学の歩調を統一してほしい……5)
 - 本年の申合わせを基に一層の配慮を望む…11
 - 申合わせは正直者が馬鹿をみぬように……4
 - 大学の就職指導をより強化せよ……4
 - (学生を充分掌握した上で就職斡旋してほしい)
 - (学生の自由意志を尊重しすぎてはいないか)
 - 就職が最終的に学生と企業との問題である以上制限を設けることは無理……4
 - (求人会社発表以後については、選考時期等の制限は設けぬ方がよい)
 - 大学側の態度を厳しくすべきであり、あまいなら申合わせをやめるべし……2

D そ の 他

1. 学長の異動について

会報第30号報告以降学長の交替は、次のとおりである。

大学名	旧	新
福島大学	服部英太郎	平井 博 (学長事務取扱)
"	平井 博 (学長事務取扱)	海後 勝雄
東京商船大学	浅井 栄資	大崎 隆 (学長事務取扱)
"	大崎 隆 (学長事務取扱)	横田 利雄
東京農工大学	井上 吉之	近藤 頼巳
神戸大学	柚木 馨	国歳 胤臣 (学長事務取扱)
"	国歳 胤臣 (学長事務取扱)	八木 弘

2. 教育会館内分室の廃止に

ついて

国立協庶第8号2
昭和41年1月27日

各国立大学事務局 殿

国立大学協会

昭和39年8月に開設した、本協会の教育会館内分室は、国立大学関係者の利用僅少のため本月末日限り廃止することにいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

なお、新設の協会々館には会議室(約20席)も

設けてありますので、ご利用下さるよう申し添えます。

(東京都文京区本郷7~3~1 東大赤門隣り)

3. 寄贈図書

1. 文部省奨学金留学生制度の概要
(40年4月) 文部省調査局
 2. 留学生問題あれこれ(33年3月) "
 3. 留学生資料 "
- 高知大学職員録 高知大学
世界の教育(1961年版)日本ユネスコ国内委員会
大西郷の遺訓と精神 明德印刷出版社
学生健康保険組合報告書(昭和39年度) 広島大学学生部
北海道大学大学院白書 10部 北海道大学学生部長
教育モニター第1回調査結果 文部省広報課
卒業生氏名録(昭和39年度) 東京大学
大学要覧, 概要 大阪学芸大, 山梨大学
「全学生に告ぐ」 お茶の水女子大学
「職員録」 神戸商船大
Scholarly Books in America October 1965 アメリカ文化センター
学生健康保険組合実態報告書(第12回) 山梨大学
米国における大学入学者選抜概況 能力開発研究所 松本英三
学生生活状況調査報告書(昭和39年度) 徳島大学
大学入学試験に関する中間報告 大学基準協会